

第3期 宇多津町子ども・子育て支援事業計画

【令和7年度～令和11年度】

令和7年3月



宇多津町



は じ め に



「元気！笑顔！自立する 未来を創る うたづっ子」
これは、宇多津町が目指す子ども・子育て支援の姿としての
基本理念です。

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもを取り巻く環境が大きく変わる中で、一人ひとりの子どもが健やかに成長し、子育てをする保護者の皆様が安心して子どもを産み育てられる環境を整えることは、私たちの町にとって極めて重要な課題です。

宇多津町では、これまで「第1期」及び「第2期」の子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育の充実や子育て家庭への支援に積極的に取り組んでまいりました。

このたび、第2期の計画期間が満了を迎えるに伴い、これまでの取組を踏襲しつつ、国の動向や町の現状を踏まえて令和7年度を初年度とする「第3期宇多津町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、子どもたちが自己肯定感を持ちながら成長できるよう、妊娠・出産期から学童期に至るまでの切れ目ない支援体制をさらに充実させるとともに、子育て家庭の育児の悩みや不安から孤立することを防ぐための相談や居場所づくりなど、多面的な施策を展開してまいります。また、社会全体で子どもを見守り育てるという意識を高め、誰もが安心して暮らせる子育て環境の整備を一層推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、宇多津町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメントなどを通じて貴重なご意見をお寄せいただいた皆様、そして本計画に携わっていただいた関係機関・関係団体の皆様に、心より感謝を申し上げます。今後とも町民の皆様と力を合わせ、一人ひとりの子どもが将来に夢や希望を持てるまち「うたづ」の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

令和7年3月

宇多津町長 谷川 俊博

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1 策定の背景.....	1
2 計画の目的.....	1
3 計画の法的根拠等.....	2
4 第2期計画からの変更点.....	4
5 計画期間.....	4
6 計画の対象.....	5
7 SDGsへの取組み.....	5

第2章 宇多津町の現状

1 人口・世帯など統計データ.....	9
2 ニーズ調査結果概要.....	27
3 データから見える本町の課題と特徴.....	37

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念.....	41
2 基本理念の達成に向けた重点目標.....	42
3 施策体系図.....	43

第4章 施策の展開

1 重点目標の施策.....	47
2 基本目標① 就学前教育・保育の充実.....	53
3 基本目標② 母子保健・健康増進の充実.....	56
4 基本目標③ ワーク・ライフ・バランスの充実.....	59
5 基本目標④ 学校を基本とした教育の充実.....	60
6 基本目標⑤ 児童虐待防止対策の充実.....	61
7 基本目標⑥ 配慮が必要な家庭等への支援の充実.....	63
8 基本目標⑦ 地域づくりと人材育成の充実.....	65

第5章 子ども・子育て支援法に基づく量の確保計画

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	69
--	----

第6章 計画の推進

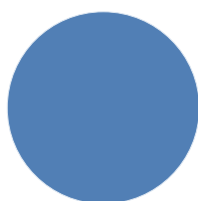
1 計画の推進体制.....	87
----------------	----

資料編

1 宇多津町子ども・子育て会議条例.....	91
2 宇多津町子ども・子育て会議委員名簿.....	92
3 計画の策定経過.....	93

第1章

計画策定の趣旨



第1章 計画策定の趣旨

1 策定の背景

わが国における社会的な課題である「少子化」、「子育て家庭の孤立化」、「待機児童」などに対応するため、国や地域をあげて子どもや子育て家庭を支援する新しい環境を整えることが求められています。こうした流れを受け、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）に基づく「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」といいます。）が平成27年4月から施行されました。

本町では、子ども・子育て支援法に規定された市町村子ども・子育て支援事業計画として、平成27年度から令和元（平成31）年度を期間とする「宇多津町子ども・子育て支援事業計画」を、続いて、令和2年度から令和6年度を期間とする「第2期宇多津町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」といいます。）を策定し、新制度の円滑な実施と様々な子育て支援施策を進めてきました。

このたび、第2期計画が終了することに伴い、各種の子育て支援施策を計画的、効果的に進めていくため、「第3期宇多津町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」といいます。）を策定するものです。

2 計画の目的

子ども・子育て支援法では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充や質の向上、障害児支援、家庭における養育支援などを総合的に推進していくことを目指しています。また、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもを含め、一人ひとりの子どもが安心できる環境の中で健やかに育つことができることを目指しています。

こうした法の趣旨を実現するため、教育・保育事業には、子どもが1日の大半を過ごす場所として、子どもの成長に重要な役割を果たすものであることを十分認識し、集団での適切な環境を通して質の高い教育及び保育を提供することが求められます。

本計画は、こうした子どもや子育て家庭を取り巻く状況を踏まえ、特に妊娠・出産期から学童期に至るまでの子どもの成長過程を切れ目なく支援するとともに社会のすべての構成員が協力して、一人ひとりの子どもが、かけがえのない、個性ある存在として認められ、自己肯定感を感じながら成長していくことができる環境を整備していくことを目的とします。

3 計画の法的根拠等

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法¹（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

(2) 次世代育成支援対策推進法及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく計画

本計画は、次世代育成支援対策推進法²（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条で定める「市町村行動計画」の役割も担います。

なお、平成 24 年の子ども・子育て支援法の成立により、市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられたことにより、努力義務となっていた市町村による次世代育成支援行動計画の策定は任意とされています。

また、子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画の法的根拠となる「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律³」（平成 25 年法律第 64 号）第 10 条第 2 項において、市町村における計画策定が努力義務となっています。

本町においては、これらの各計画について、本計画と一体的に策定します。

¹ 子ども・子育て支援法：急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする法律。

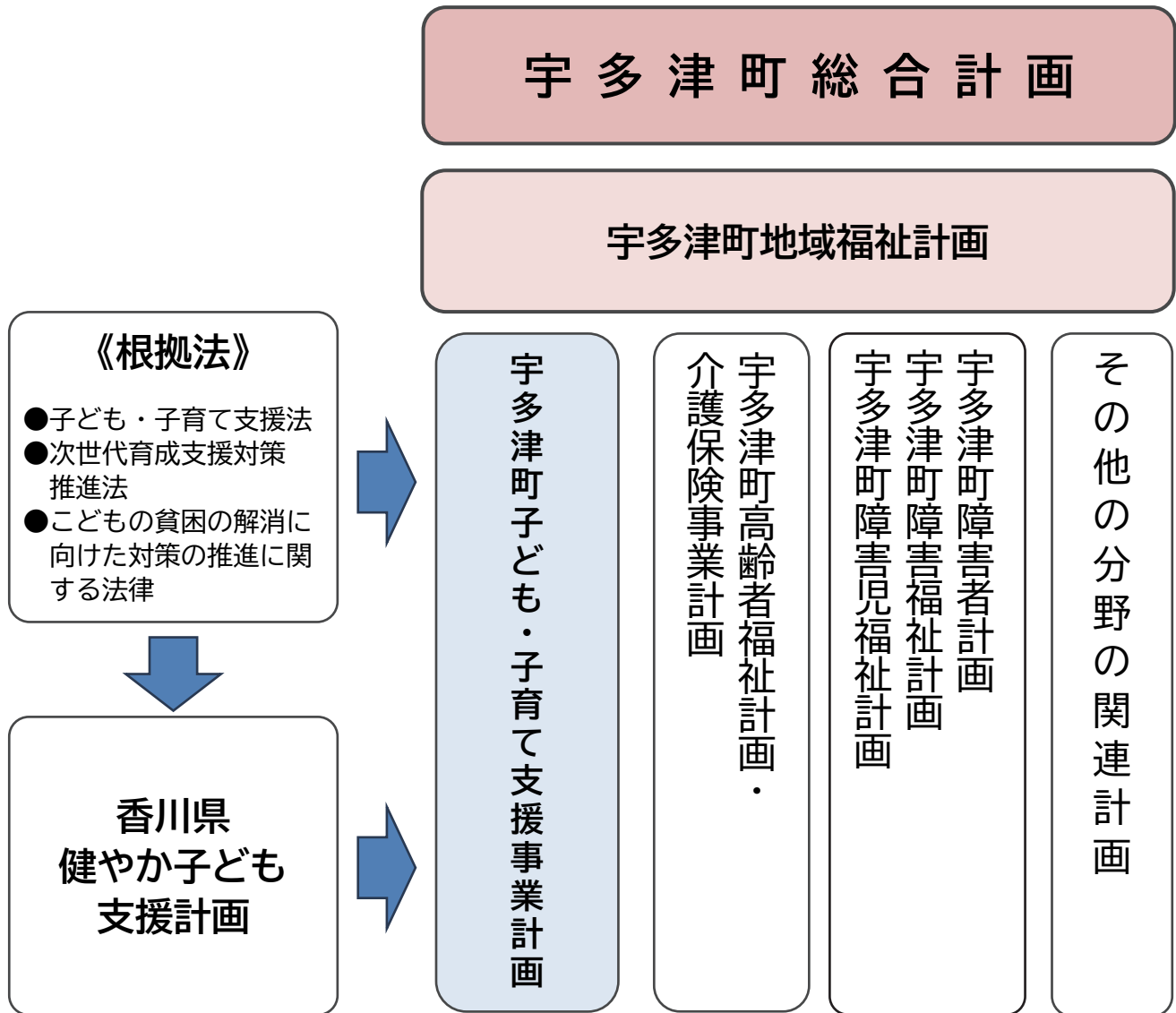
² 次世代育成支援対策推進法：急速な少子化が進行している中、次の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、安心安全な環境で育っていけるよう、国を挙げて環境整備に努めるために平成 17 年に、10 年間を集中的・計画的取組期間とした時限立法として施行されたが、令和 6 年 5 月の法改正により、次世代法の有効期限が令和 17 年 3 月 31 日までに再延長され、次世代育成支援対策の推進・強化が図られることとなった。

³ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律：貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第 25 条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和 4 年法律第 77 号）の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする法律。

(3) 関連計画との整合性

「宇多津町総合計画⁴」や「宇多津町地域福祉計画⁵」における、子ども・子育てに関する分野別計画の役割も有します。

本計画の推進にあたっては、子ども・子育てに関連する本町の各分野の計画等との連携・整合性を十分に考慮しつつ、柔軟に施策を展開していくものとしします。



⁴ 宇多津町総合計画：本町における行政運営の最上位計画であり、住民全体で共有する本町の将来目標や施策を示し、全ての住民や事業者、行政が行動するための基本的な指針となるもの。

⁵ 宇多津町地域福祉計画：「元気と笑顔で ともに支え合い 未来を創る 宇多津町」を基本理念とする地域福祉計画。現行の第3期計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間。なお地域福祉計画は、平成30年4月の社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられている。

4 第2期計画からの変更点

(1) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の内容を包含

(2) ニーズ調査を反映した教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容などの見直し

(3) 令和4年の児童福祉法の改正を踏まえた事業の追加

事業①：子育て世帯訪問支援事業

事業②：児童育成支援拠点事業

事業③：親子関係形成支援事業

(4) 令和6年の子ども・子育て支援法の改正を踏まえた事業の追加

事業①：妊婦等包括相談支援事業

事業②：乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業③：産後ケア事業

5 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第2期宇多津町 子ども・子育て 支援事業計画	第2期									
第3期宇多津町 子ども・子育て 支援事業計画						第3期				

6 計画の対象

本計画は、特定の年齢や家庭環境、生活状況等で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。また、子育て当事者に対しても、出産前、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが重要です。そのため、子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目ない支援となるよう本計画を策定します。



7 SDGsへの取り組み

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27(2015)年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における、令和12(2030)年までの国際目標です。「誰一人取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な社会を実現するため、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

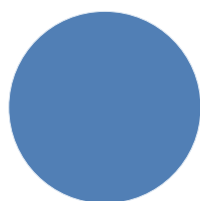
「SDGs実施指針」においては、SDGsの達成に向けた取り組みは地方創生の充実・深化につながるものであり、地方自治体の様々な計画にSDGsの要素を反映し、部局横断的に取り組んでいくことが重要とされています。

本計画に掲げる各事業の推進においても、SDGsの理念や目標などを念頭に、引き続き地域や関係団体などと協働し、子どもを真ん中に置いた社会の実現を目指します。



第2章

宇多津町の現状



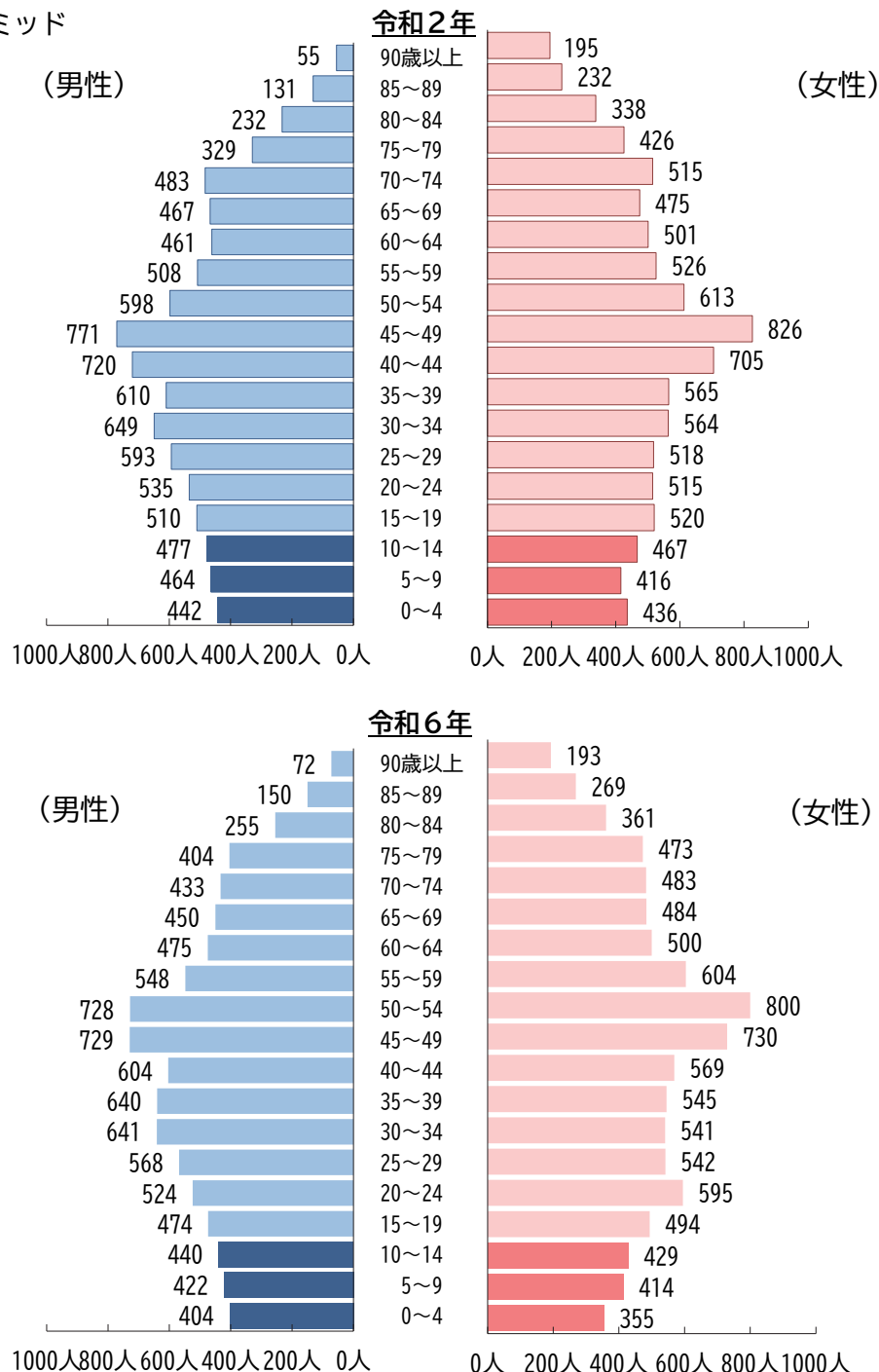
第2章 宇多津町の現状

1 人口・世帯など統計データ

(1) 人口ピラミッド

- ✓ この図は本町の令和2年と令和6年の人口をグラフ化したものです。
形態は女性高齢者が膨らんだツボ型となっています。
- ✓ 特に0～4歳の減少数が大きくなっています。

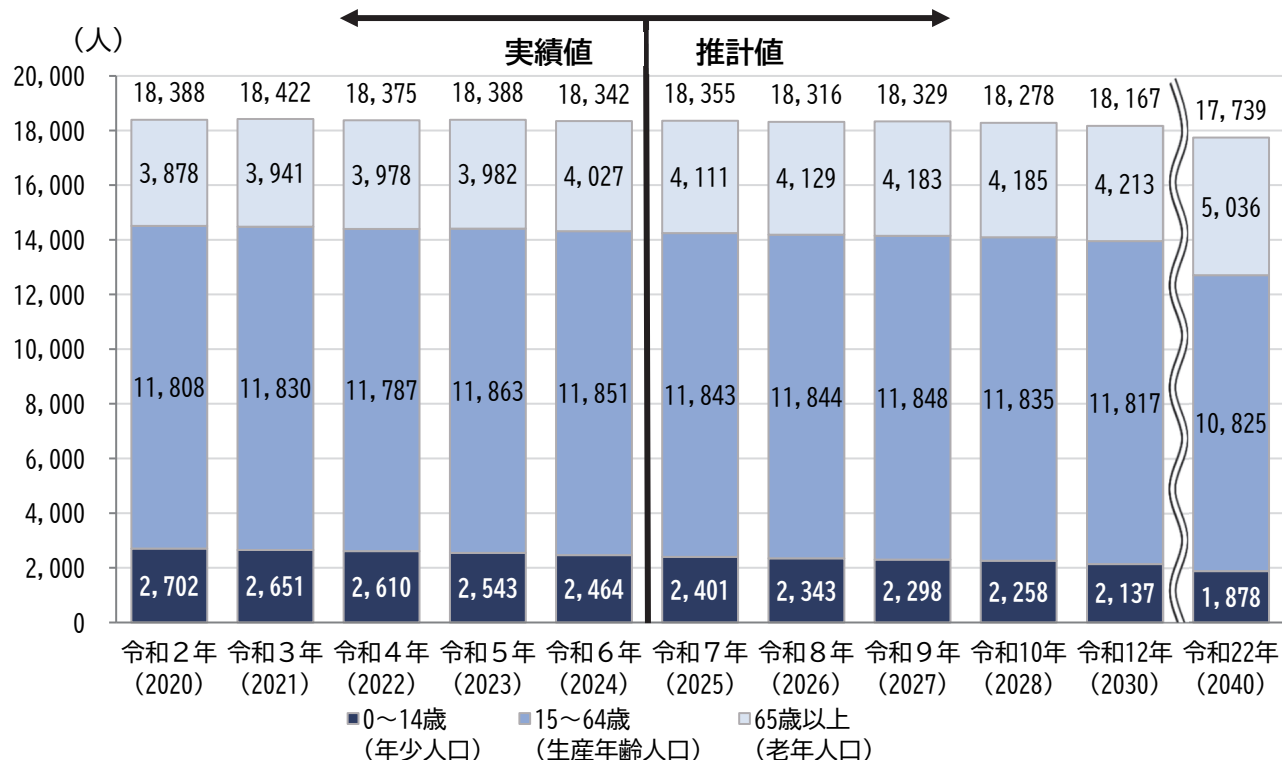
■人口ピラミッド



(2) 総人口推移

- ✓ 人口は減少傾向にあります。
- ✓ 0～14歳も減少傾向にあり、なおかつ全体に占める割合も徐々に低下しています。

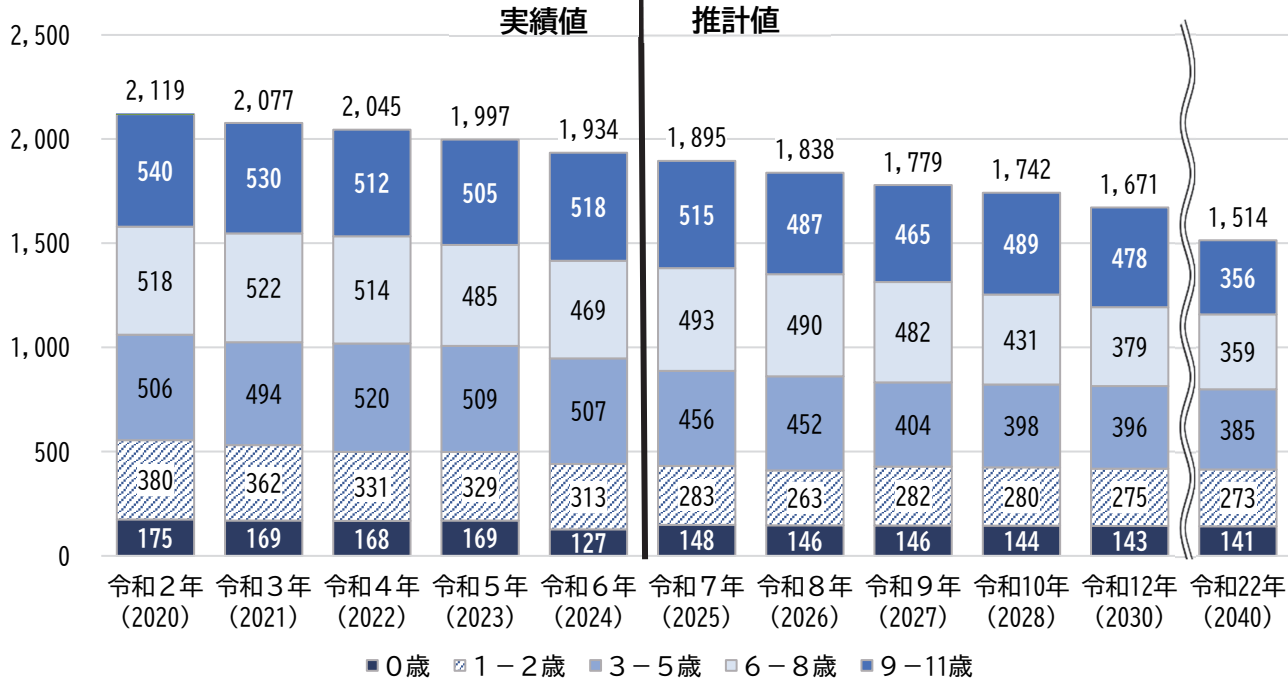
■年齢3区分別総人口の推移と推計



出典：令和6年までは住民基本台帳数値（核燃4月1日時点）
令和7年以降、コーホート変化率に基づく推計値

(3) 子どもの人口推移

■0～11歳の年齢別内訳

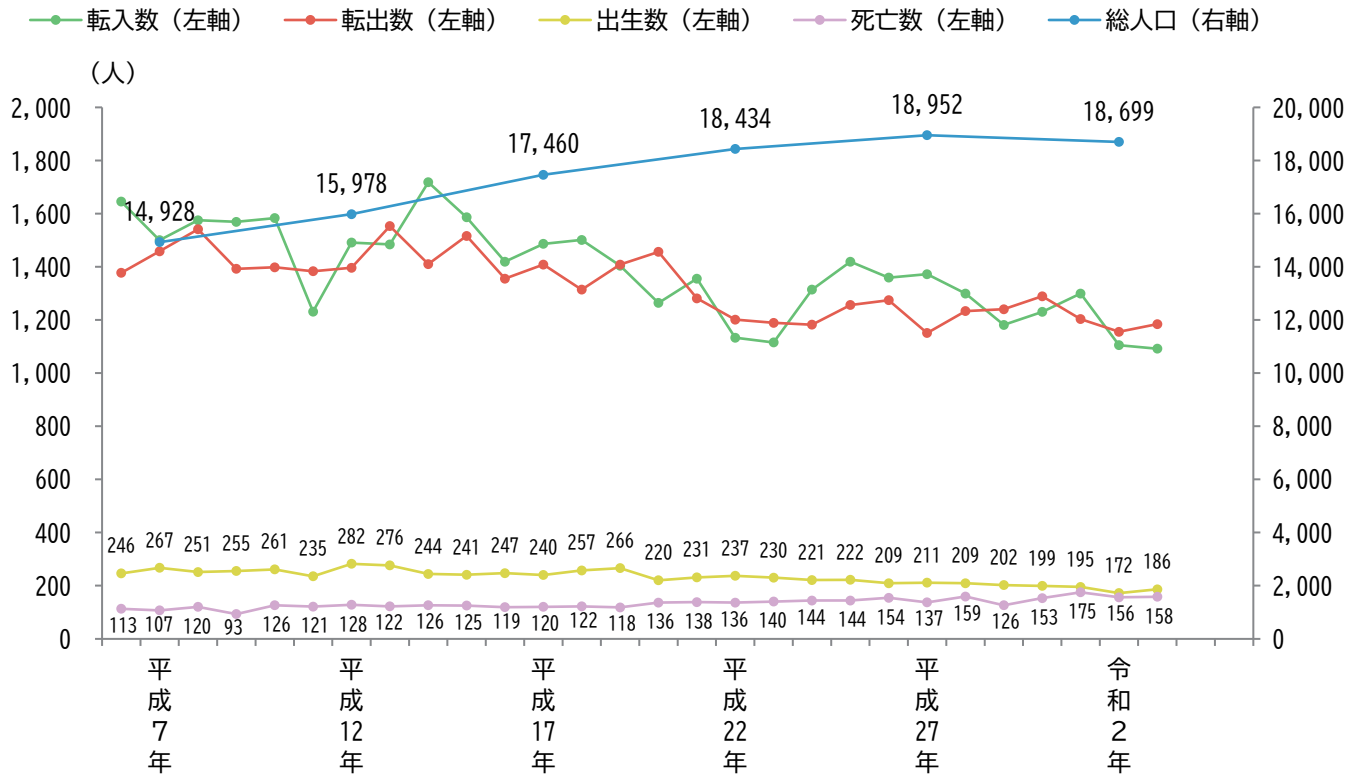


出典：令和6年までは住民基本台帳数値（核燃4月1日時点）
令和7年以降、コーホート変化率に基づく推計値

(4) 転入出・出生・死亡の動向

- ✓ 転出数は、増減を繰り返しながら、微減傾向。転入数は減少傾向。
- ✓ 出生数も増減を繰り返しながら、減少傾向。ただ、常に死亡数を上回っている。

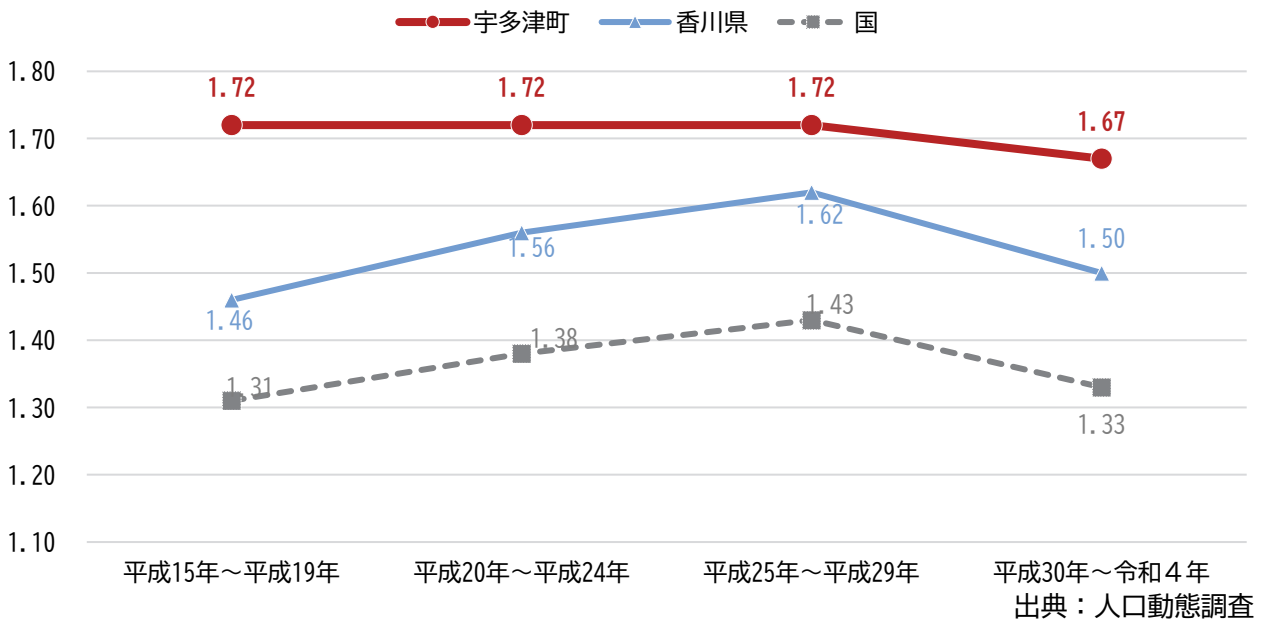
■転入出・出生・死亡の推移



出典：「地域経済分析システム-人口推移-」 (<https://summary.resas.go.jp/>) を加工して作成

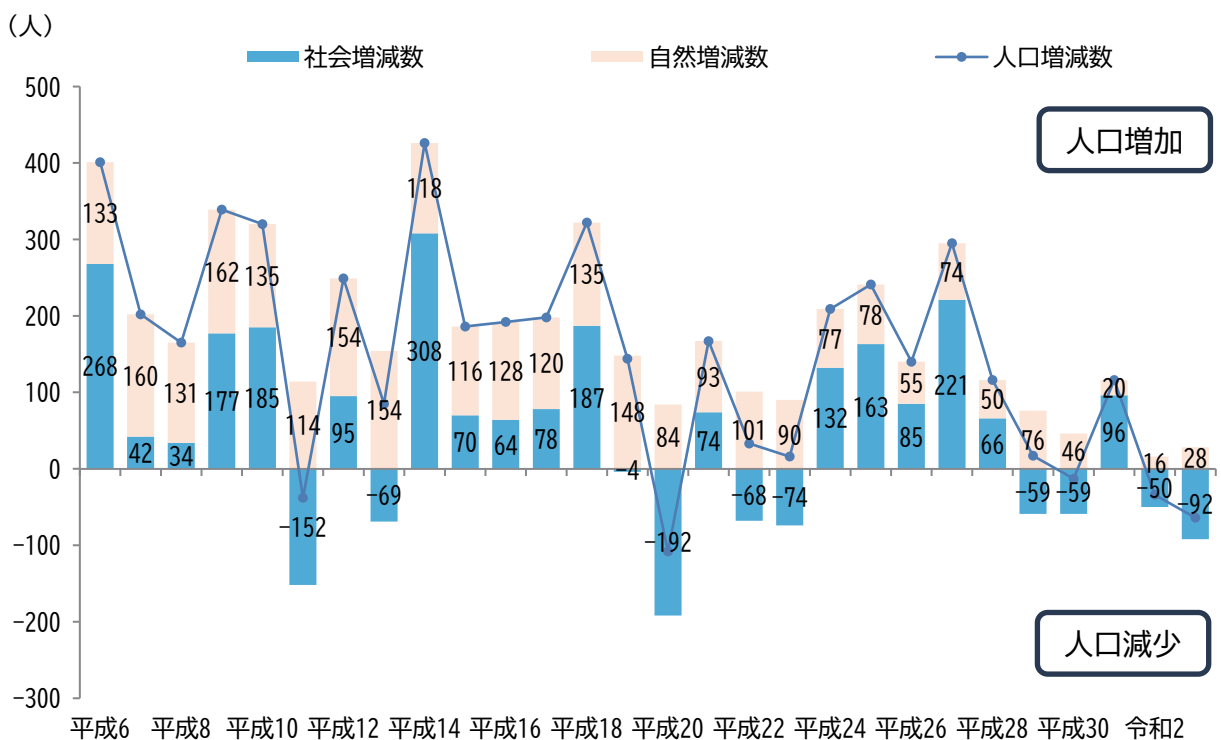
(5) 合計特殊出生率

- ✓ 平成29年まで1.72を維持していたが、その後やや下降傾向。
- ✓ どの時期でも国・県を上回って推移。



(6) 人口動態の推移—社会増減数と自然増減数—

- ✓ 概ね人口増加で推移してきたが、令和2、3年の社会増減数が減少であることに引っ張られ、人口減少となっている。

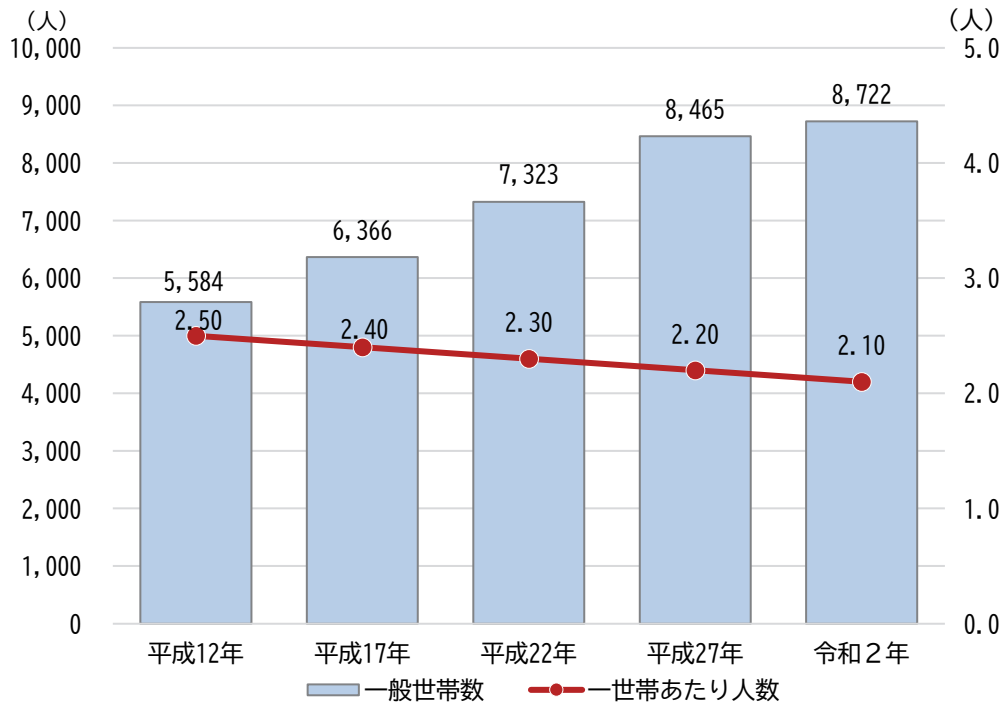


出典：「地域経済分析システム-自然増減・社会増減の推移-」
(<https://summary.resas.go.jp/>) を加工して作成

(7) 世帯の動向

- ✓ 人口は減少傾向にあるのに対し、世帯数は増加傾向。一世帯当たりの人数は減少傾向。→「単独世帯（＝独居世帯）」が増加
- ✓ 「単独世帯数」比率は国・県と比較して高く、「夫婦のみ世帯数」比率は低い。
- ✓ 「母子世帯」及び「父子世帯」の割合は、いずれも県平均より低い。

■世帯数と世帯人員の推移



	一般 世帯数	単独 世帯数	親族のみの世帯					非親族を 含む世帯
			核家族世帯				核家族 以外の 世帯	
			夫婦 のみ	夫婦と 子ども	男親と 子ども	女親と 子ども		
宇多津町	8,722	3,702	1,648	2,139	108	673	361	75
	100.0%	42.4%	18.9%	24.5%	1.2%	7.7%	4.1%	0.9%
香川県	100.0%	34.4%	22.3%	25.2%	1.4%	7.8%	7.8%	0.6%
全国	100.0%	38.0%	20.0%	25.0%	1.3%	7.7%	6.8%	0.9%

	一般世帯数	母子世帯		父子世帯	
		実数	割合	実数	割合
宇多津町	8,772	156	1.78%	22	0.25%
香川県	406,062	23,330	5.74%	1,402	0.35%

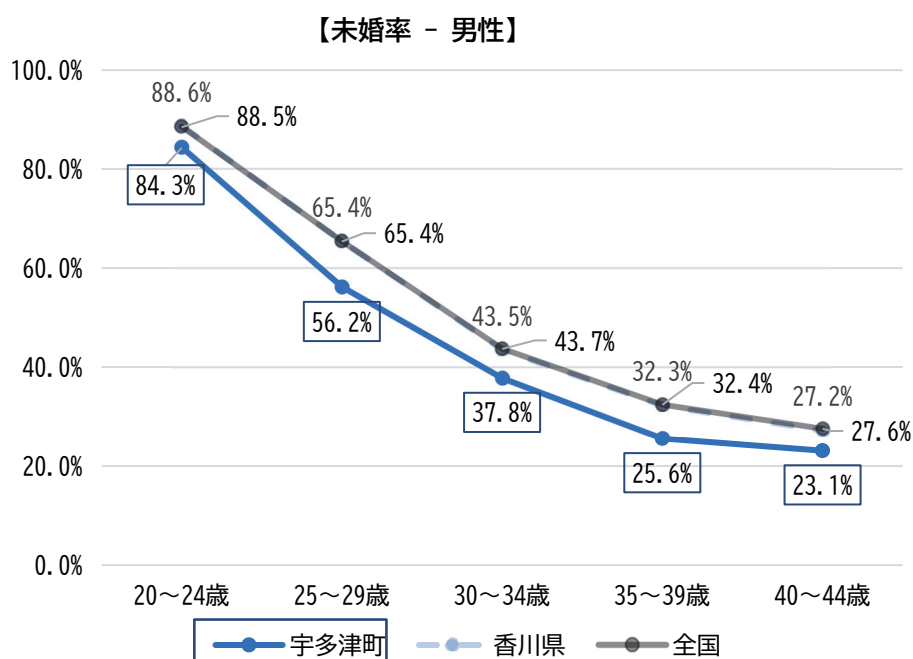
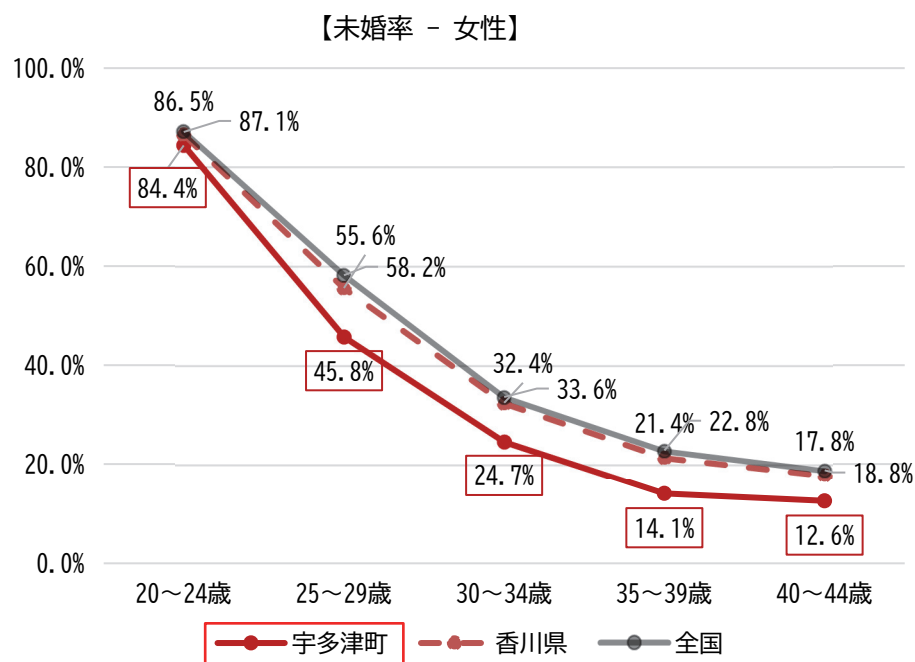
出典：国勢調査（令和2年）

※父子世帯・母子世帯とは、未婚、死別又は離別の親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯をいいます。

(8) 男女別年齢別の未婚状況（令和2年）

- ✓ 本町の男性及び女性の未婚率は、年齢別（結婚適齢期）でみると、すべての年齢区分で国や県よりも低くなっています。

■未婚率



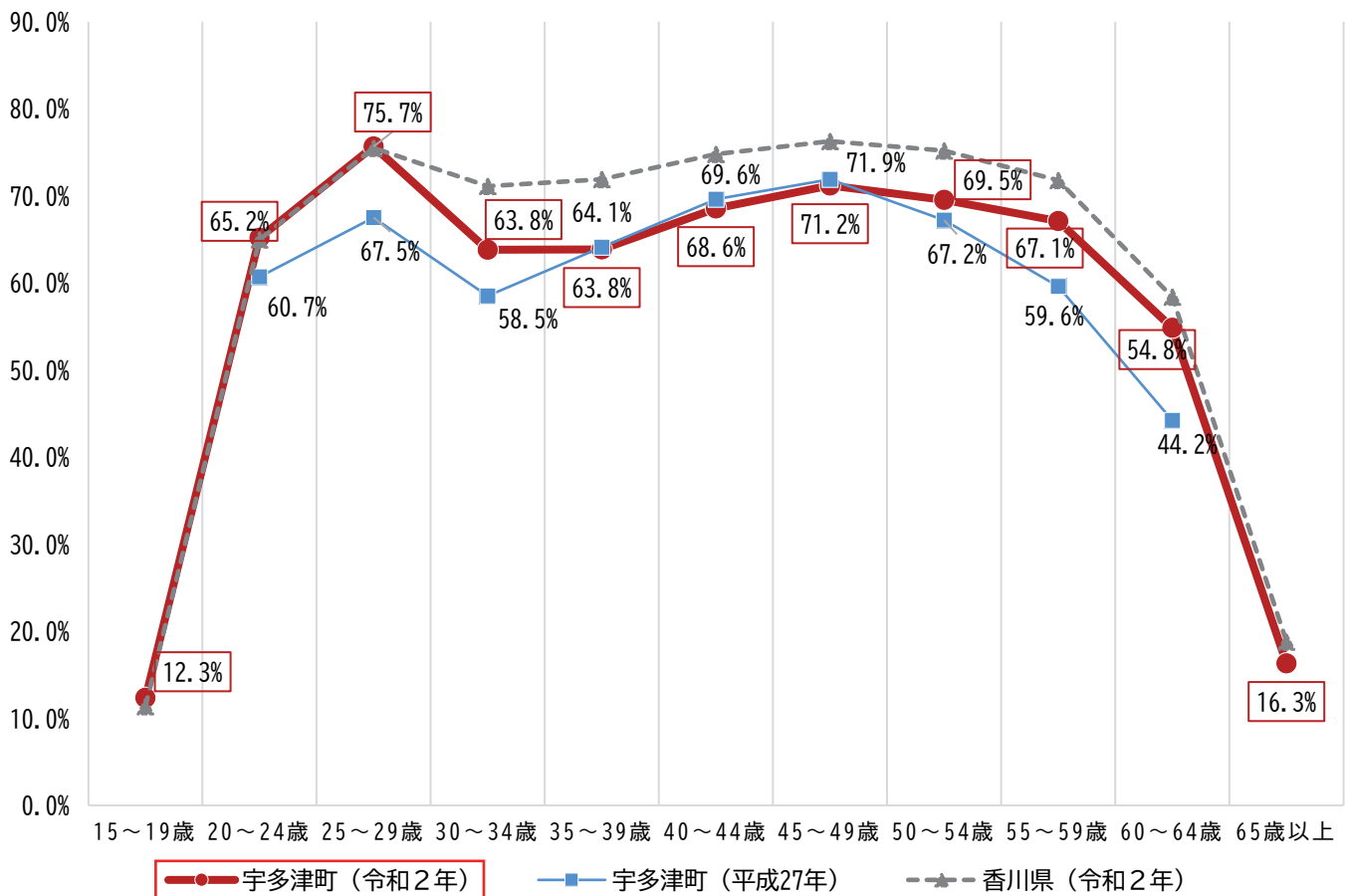
出典：国勢調査（令和2年）

(9) 労働力状況（令和2年）

- ✓ 20～59歳の年代の中で、女性の就業率が最も落ち込んでいるのは、令和2年では「30～34歳」と「35～39歳」。平成27年では「30～34歳」。
- ✓ 「30～34歳」を令和2年と平成27年で比較すると、5ポイント程令和2年が上回っている。
- ✓ 県との比較では、29歳までほぼ同じ軌跡を描いているが、30歳以上はどの年齢層も県が上回って推移している。

■ 就業率

年齢別女性就業率



出典：国勢調査（令和2年）

(10) 保育所（園）・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の状況

(ア) 保育所（園）・幼稚園・認定こども園

本町には令和6年度現在、認可保育施設が8か所（公立保育所1か所、私立保育園1か所、公立幼稚園1か所、私立認定こども園5か所）あります。保育時間認定については、過去5年間の4月1日時点における利用児童数の平均は約533人で、いずれの年も年度当初の待機児童は発生していません。

【保育所の概要（令和6年4月1日現在）】

施設名	設置主体	開所時間帯	定員 (人)	利用児童数 (人)	保育士等数 (人)
中央保育所	公立	【平 日】 7:30～19:00 【土曜日(第1・3)】 7:30～17:00 【土曜日(第2・4・5)】 7:30～12:00	150	89	17
あおやま保育園	私立	【平 日】 7:00～18:30 【土曜日】 8:00～16:00	60	58	20

出典：保健福祉課

【幼稚園の概要（令和6年4月1日現在）】

施設名	設置主体	開所時間帯	定員 (人)	利用児童数 (人)	保育士等数 (人)
宇多津幼稚園	公立	【平 日】 8:30～18:00 【長期休業日】 8:30～18:00	190	44	9

出典：教育委員会

【認定こども園の概要（令和6年4月1日現在）】

施設名	設置主体	開所時間帯	定員 (人)	利用児童数 (人)	保育士等数 (人)
青山幼稚園	私立	【平 日】 7:30～18:30 【土曜日】 8:00～13:00（予約制）	180	104(7)	16
香川短期大学附属幼稚園	私立	【平 日】 7:30～18:30 【土曜日】 必要に応じて	180	151(63)	32
平山こども園	私立	【平 日】 7:00～19:00 【土曜日】 7:30～17:00	95	90	24
わかくさこども園	私立	【平 日】 7:00～19:00 【土曜日】 8:30～17:00	140	123	22
わかくさ北こども園	私立	【平 日】 7:00～19:00 【土曜日】 8:30～17:00	141	120	21

※（ ）内は宇多津町外からの利用児童数

出典：保健福祉課

【教育時間（1号）認定の利用児童数の推移（各年度4月1日現在）】

内訳		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数（か所）		6	6	6	6	6
定員数合計（人）		507	507	503	503	461
利用児童数	3歳児（人）	88(26)	92(37)	96(21)	83(27)	61(20)
	4歳児（人）	81(17)	88(25)	87(34)	89(20)	87(25)
	5歳児（人）	98(31)	78(20)	87(25)	76(30)	89(25)
	合 計（人）	267(74)	258(82)	270(80)	248(77)	237(70)
入所率（％）		52.7(14.6)	50.9(16.2)	53.7(15.9)	49.3(15.3)	51.4(15.2)
待機児童数（人）		0	0	0	0	0

※（）内は宇多津町外からの利用児童数

出典：教育委員会

【保育時間（2，3号）認定の利用児童数の推移（各年度4月1日現在）】

内訳		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数（か所）		7	7	7	7	7
定員数合計（人）		619	619	633	633	675
利用児童数	0歳児（人）	30	34	29	30	27
	1歳児（人）	106	89	107	90	107
	2歳児（人）	113	124	97	119	105
	3歳児（人）	86	109	111	83	112
	4歳児（人）	86	80	103	112	76
	5歳児（人）	103	93	81	108	115
	合 計（人）	524	529	528	542	542
入所率（％）		84.8	85.5	83.4	85.8	80.3
待機児童数（人）		0	0	0	0	0

出典：保健福祉課

【年度途中における保育時間（2，3号）認定の待機児童数の推移（各年度10月1日現在）】

内訳		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数（か所）		7	7	7	7	7
定員数合計（人）		619	619	633	633	675
利用児童数（人）		552	576	556	568	567
入所率（％）		89.1	93.0	87.8	89.7	84.0
待機児童数	0歳児（人）	4	0	0	1	5
	1歳児（人）	1	0	0	0	1
	2歳児（人）	1	0	0	0	0
	3歳児（人）	0	0	0	0	1
	4歳児（人）	0	0	0	0	0
	5歳児（人）	0	0	0	0	0
	合 計（人）	6	0	0	1	7

出典：保健福祉課

【特別保育サービスの実施状況】

施設名	乳児保育	延長保育	一時預かり	預かり保育	休日保育	地域子育て支援拠点
宇多津幼稚園				○		
中央保育所		○				
あおやま保育園	○	○				
青山幼稚園		○		○		
香川短期大学附属幼稚園		○		○		
平山こども園	○	○	○			
わかくさこども園	○	○				○
わかくさ北こども園	○	○				

出典：保健福祉課

【特別保育サービスの利用者数（令和6年3月31日現在）】

取組名		令和5年度
乳児保育	実施か所数（か所）	4
	実利用者数（人）	59
延長保育 ※青山・香短は除く	実施か所数（か所）	5
	実利用者数（人）	251
一時預かり保育	実施か所数（か所）	1
	実利用者数（人）	3
預かり保育	実施か所数（か所）	3
	実利用者数（人）	20
休日保育	実施か所数（か所）	0
	実利用者数（人）	0
障害児保育 ※町の助成対象のみ	実施か所数（か所）	2
	実利用者数（人）	4

出典：保健福祉課

(イ) 小学校・中学校

本町には令和6年度現在、小学校・中学校が3校（公立小学校2校、公立中学校1校）あります。小学校児童数及び中学校児童数は共に減少傾向にあり、令和6年度には小学校児童 934 人、中学校児童 462 人となっています。

【小学校・中学校の概要（令和6年5月1日現在）】

区分		名称	所在地	児童・生徒数 (人)	教職員数 (人)
公立	小学校	宇多津小学校	宇多津町815番地	460	32
		宇多津北小学校	宇多津町浜八番丁115番地	474	27
	中学校	宇多津中学校	宇多津町3302番地	462	32

出典：学校基本調査

【小学校・中学校の児童数の推移（各年度5月1日現在）】

宇多津小学校		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数	1年生(人)	74	73	73	75	86
	2年生(人)	64	75	72	73	76
	3年生(人)	62	63	76	75	75
	4年生(人)	67	62	65	77	76
	5年生(人)	71	68	66	67	79
	6年生(人)	73	72	68	68	68
	合 計(人)	411	413	420	435	460
教職員数(人)		27	27	26	29	32

宇多津北小学校		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数	1年生(人)	103	96	77	67	68
	2年生(人)	86	99	92	76	66
	3年生(人)	98	84	96	93	76
	4年生(人)	99	94	84	92	92
	5年生(人)	99	98	92	81	93
	6年生(人)	94	101	103	91	79
	合 計(人)	579	572	544	500	474
教職員数(人)		34	33	33	33	27

宇多津中学校		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数	1年生(人)	169	148	166	145	147
	2年生(人)	164	169	153	169	147
	3年生(人)	159	165	165	148	168
	合 計(人)	492	482	484	462	462
教職員数(人)		34	33	32	32	32

出典：学校基本調査

(11) 子ども・子育て支援に関する各種事業の状況

(ア) 放課後児童クラブ

本町は令和6年度現在、放課後児童クラブ7か所（直営6か所、民営1か所）で活動を行っています。

【放課後児童クラブの概要（令和6年4月1日現在）】

児童クラブ名	開設場所	開設時間		
		平日	土曜日※1	長期休暇中
宇多津放課後第1スマイルクラブ	学校の余裕教室	下校後～19:00	8:30～17:00	8:00～19:00
宇多津放課後第2スマイルクラブ	学校の余裕教室	下校後～19:00	8:30～17:00	8:00～19:00
宇多津北放課後第1キッズクラブ	キッズプラザうたづ	下校後～19:00	8:30～17:00	8:00～19:00
宇多津北放課後第2キッズクラブ	民間専用施設	下校後～19:00	8:30～17:00	8:00～19:00
宇多津北放課後ジュニアクラブ	学校の余裕教室	下校後～19:00	8:30～17:00	8:00～19:00
南部すくすくクラブ（委託）	南部すくすくスクエア	下校後～19:00	8:30～17:00	8:00～19:00
ひまわりキッズC l u b	香川短期大学附属幼稚園	下校後～19:00	9:00～17:00	8:30～18:30

※1：土曜日は、ひまわりキッズC l u b以外、第2・4土曜日のみ開所。

出典：教育委員会、香川短期大学附属幼稚園

【放課後児童クラブの登録児童数（令和6年4月1日現在）】

児童クラブ名	登録児童数（人）							広さ※2 (㎡)	職員数 (人)
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合 計		
宇多津放課後第1スマイルクラブ	19	13	7	9			48	1.65	3
宇多津放課後第2スマイルクラブ	18	13	9	8			48	1.60	3
宇多津北放課後第1キッズクラブ	9	7	10	6			32	1.06	3
宇多津北放課後第2キッズクラブ	14	7	2	10			33	2.38	3
宇多津北放課後ジュニアクラブ	10	6	8	6			30	1.47	3
南部すくすくクラブ	13	8	13	2	1	7	44	1.65	3
ひまわりキッズC l u b	24	17	20	8	4	3	76	1.79	2

※2：児童1人あたりの床面積

出典：教育委員会、香川短期大学附属幼稚園

【放課後児童クラブの利用状況の推移（各年度3月31日現在）】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童クラブ数（か所）	7	7	7	9	7
年間平均開催日数（日）	272	262	240	247	234
年間平均登録者数（人）	172	201	199	243	220

出典：教育委員会、香川短期大学附属幼稚園、わかくさこども園、わかくさ北こども園

(イ) 放課後子ども教室

本町は令和6年度現在、放課後子ども教室6か所（スポーツ教室4か所、宿題サポート教室2か所）で活動を行っています。

【放課後子ども教室の概要（令和6年4月1日現在）】

●放課後スポーツ教室

教室名	開設場所	開設日	活動時間	登録人数（人）
バドミントン教室① 小学校4年～6年	宇多津北小学校体育館	毎週水曜日	15:00～17:00	18
バドミントン教室② 小学校4年～6年	宇多津小学校プレイルーム	毎週水曜日	15:00～17:00	19
卓球教室① 小学校4年～6年	宇多津北小学校体育館	毎週水曜日	15:00～17:00	9
卓球教室② 小学校4年～6年	宇多津小学校プレイルーム	毎週水曜日	15:00～17:00	5

出典：教育委員会

●放課後宿題サポート教室

教室名	開設場所	開設日	活動時間	登録人数（人）
宿題サポート教室①	宇多津小学校内図書室	月火木金曜日	下校後～17:00	19
宿題サポート教室②	宇多津北小学校内教室	月火木金曜日	下校後～17:00	11

出典：教育委員会

【放課後子ども教室の利用状況の推移（各年度3月31日現在）】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
教室数（か所）		6	6	6	6	6
各教室の定員数（人）		20	20	20	20	20
年間開催 日数（日）	スポーツ教室	40	40	40	40	40
	宿題サポート教室	150	150	150	150	150
年間登録者数（人）		93	60	80	80	66

出典：教育委員会

(ウ) その他の子ども・子育て支援関連事業

本町では、その他、以下の子ども・子育て支援関連事業を行っています。

【各種事業の概要（令和6年4月1日現在）】

取組名		内容
子育て短期支援事業	ショートステイ	保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において養育・保護を行っています。
	トワイライトステイ	保護者が仕事その他の理由により、平日夜間又は休日に不在となり子どもの養育が困難となった場合等の緊急時に、児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行っています。
地域子育て支援拠点事業		乳幼児及びその保護者が交流できる場を提供し、子育てに関する相談、情報提供、助言その他の援助を実施しています。 ＜実施ひろば＞ はぐはぐランドうたづ、げ・ん・き、すくすくひろば わかくさ地域子育て支援センター
子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業		地域の「子育ての援助をしてほしい人」と「子育ての援助をしたい人」が一時的な子育てを助け合う有償ボランティアであり、委託先の社会福祉協議会において需給調整や研修を実施しています。 （時間：午前7時～午後7時／対象：生後6か月～小学6年生）
子ども食堂（陽だまり食堂）		多様かつ複合的な困難を抱える子どもたちに対し、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事や体験等の場を提供するとともに、支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な支援機関につなげています。委託先の社会福祉協議会において月1回開催しています。

出典：保健福祉課

【各種事業の利用状況の推移（各年度3月31日現在）】

取組名			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
短期支援事業	子育て ショート ステイ	利用日数(回)	8	0	21	22	10	
		実利用者数(人)	1	0	3	3	4	
	トワイライト ステイ	利用日数(回)	0	0	0	0	0	
		実利用者数(人)	0	0	0	0	0	
地域子育て支援拠点事業	はぐはぐランド うたづ	実施回数(回)	124	113	115	138	141	
		参加児童数(人)	4,109	1,501	1,683	2,327	2,606	
	げ・ん・き	実施回数(回)	126	75	79	104	92	
		参加児童数(人)	1,251	266	492	678	581	
	すくすくひろば	実施回数(回)	-	-	-	297	297	
		参加児童数(人)	-	-	-	2,593	4,455	
	わかくさ 地域子育て支援 センター	実施回数(回)	243	239	141	115	184	
		参加児童数(人)	1,339	993	461	349	486	
	ファミリー・サポート ・センター事業		活動件数(件)	358	178	350	472	537
			会員数(人)	428	431	425	430	439
子ども食堂		実施回数(回)	11	2	2	4	7	
		参加児童数(人)	192	48	65	144	266	

出典：保健福祉課

(エ) 母子保健事業の状況

本町では、母子保健事業として、以下の各種事業を実施しています。

【母子保健事業の概要（令和6年4月1日現在）】

取組名	内容
母子健康手帳の交付	安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期までの利用できる支援・サービスを紹介し、個別の支援プランを作成しています。
妊産婦健康診査	妊産婦の健康保持及び安全・安心な出産・育児を図るため、医療機関に委託し、産前産後の適切な時期に健康状態を把握するための健康診査を実施し、その費用を助成しています。
乳幼児健康診査事業	疾病の予防及び早期発見による健康の保持増進を図るため、乳児期における町での集団健康診査に加え、3回の個別健康診査を医療機関で実施し、その費用を助成しています。また、3か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査を実施し、運動機能や視聴覚、精神発達等の状況把握と栄養及び育児に関する指導を行っています。
ブックスタート事業	3か月児健康診査時、絵本のプレゼントとボランティアによる読み聞かせ体験を実施しています。
妊婦歯科健康診査事業	妊婦の口腔清潔の増進を図るため、妊婦の歯科検診を行っています。（宇多津町内の歯科医療機関で、妊娠期間中に1回実施）
マタニティセミナー（両親学級）	妊婦とその家族を対象に、安心して出産・子育てができるよう親同士の交流を図るとともに、座談会や調理実習、沐浴実習など保健師及び助産師、管理栄養士による助言・保健指導を行っています。
のびのび赤ちゃんのつどい	生後2～3か月の乳児とその保護者を対象に、身体計測や育児の座談会、予防接種の説明等を行っています。
はじめての離乳食教室	生後5か月の乳児とその保護者を対象に、身体計測及び管理栄養士による離乳食講習会、試食、座談会等を行っています。
離乳食フォローアップ教室	生後8～10か月の乳児とその保護者を対象に、身体計測及び管理栄養士による離乳食講習会、試食、座談会等を行っています。
産後ケア事業	出産後も安心して子育てができるよう、生後1年未満の乳児とその保護者を対象に、助産院や医療機関、自宅、ホテル等において心身のケアや育児のサポート等を行っています。
利用者支援事業	保健師等の専門職を配置し、必要な情報提供、助言、保健指導等をワンストップで行い、妊娠・出産・育児期において切れ目のない支援を実施しています。
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問事業）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師や助産師が訪問し、養育環境等を把握し、相談や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭を専門機関につないでいます。
養育支援訪問事業	子育てに不安や孤独感を抱える家庭や不適切な養育状況にあるなど様々な要因で支援が必要とされる家庭に社会福祉士や保健師等の専門職員が訪問し、養育環境の維持・改善のための相談支援を行っています。

出典：健康増進課、保健福祉課

【母子保健事業の利用状況の推移（各年度3月31日現在）】

取組名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子健康手帳	届出数(件)	187	184	192	151	148
妊産婦健康診査	延対象者数(人)	2,992	2,944	3,072	2,416	2,368
	延受診件数(件)	2,227	2,452	2,496	2,348	2,039
	受診率(%)	74.4	83.2	81.2	97.1	86.1
乳児個別健康診査	対象者数(人)	360	358	360	317	289
	受診者数(人)	319	310	305	296	289
	受診率(%)	88.6	86.6	84.7	93.4	100.0
3か月児健康診査	対象者数(人)	191	177	181	167	145
	受診者数(人)	191	172	181	167	142
	受診率(%)	100.0	97.2	100.0	100.0	97.9
1歳6か月児健康診査	対象者数(人)	181	197	146	166	152
	受診者数(人)	181	196	146	166	152
	受診率(%)	100.0	99.5	100.0	100.0	100.0
3歳6か月児健康診査	対象者数(人)	153	183	171	175	169
	受診者数(人)	152	183	171	174	169
	受診率(%)	99.3	100.0	100.0	99.4	100.0
産後ケア事業	利用者数(人)	3	10	12	13	25
利用者支援事業	実施箇所数(か所)	1	1	1	1	1
乳児家庭全戸訪問事業	訪問件数(件)	166	171	143	172	124
養育支援訪問事業	訪問件数(件)	24	154	131	131	175

出典：健康増進課、保健福祉課

（オ）相談事業の状況

本町では、以下の相談事業を実施しています。

【相談事業の概要（令和6年4月1日現在）】

取組名	内容
1歳おめでとう相談	1歳時に身体計測や保健師・栄養士による相談、理学療法士による運動発達相談を実施しています。記念の手形作成も行っています。
育児相談	毎月、乳幼児の希望者を対象に、身体計測、保健師・栄養士・臨床心理士による育児個別相談を行っています。
こども・ことばの相談	子育てや子どもの発達に不安がある方を対象とした児童心理士による個別相談や、子どもの言葉に不安がある方を対象とした臨床心理士による個別相談を行っています。
こころの相談 ひきこもり相談	対人関係や親子関係、ひきこもり、不登校、妊娠・子育て中の悩み等について、臨床心理士による個別相談を行っています。
保育所等巡回相談	作業療法士が保育所等を巡回し、集団における他者との関わり方などについてより良い成長発達に繋げるための相談支援を行っています。
発達相談	0歳～12歳程度の心身の発育・発達が気になる子どもを持つ保護者を対象に、理学療法士や作業療法士による個別相談を実施しています。

出典：健康増進課、保健福祉課

(カ) 経済的支援の状況

本町では、以下の経済的支援を実施しています。

【経済的支援の概要（令和6年4月1日現在）】

取組名	内容
児童手当	0歳から中学校修了前の子どもを養育する者に毎月手当を支給しています。また、制度改正に伴い、令和6年10月分から、対象者を高校生年代までに拡大し、所得制限の撤廃及び第3子以降の手当額を30,000円に増額します。手当月額は、3歳未満15,000円、3歳以上10,000円、第3子以降30,000円です。
児童扶養手当	父又は母のいない家庭、又は父母はいるが身体などに重度の障害があり、一家の生計を維持できない状態にある家庭への支援として、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを養育している者に毎月手当を支給しています。手当月額は、1人目最大45,500円、2人目最大10,750円加算、3人目以降最大6,450円加算です。ただし扶養義務者等の所得に応じて減額される場合があります。
特別児童扶養手当	20歳未満で身体又は精神に中度以上の障害のある子どもを監護している父もしくは母、又は父母に代わってその子どもを養育している者に毎月手当を支給しています。手当月額は、障害等級が1級の場合は55,350円、2級の場合は36,860円です。ただし、扶養義務者等の所得に応じて支給されない場合があります。
乳幼児（子ども）医療費助成	0歳から高校3年生までの子どもを対象に、保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成しています。
ひとり親家庭等医療費助成	必要な医療を安心して受けられるよう、ひとり親家庭等の満18歳に達する年度末までの子どもに健康保険が適用される診療を受けた場合に、医療費の自己負担分を助成しています。ただし、扶養義務者等の所得に応じて適用されない場合があります。
出産一時金	国民健康保険に加入している妊婦が出産した際に要した費用（最大50万円）を助成しています。
出産・子育て応援事業「ともはぐ」	妊娠届出時と出産時に保健師等が面談を行い、出産・子育て応援ギフトとして各5万円分のカatalogギフトを支給しています。
宇多津町出産祝金支給事業	新生児の出産を奨励し、誕生を祝福するため、出産した母親を対象に、新生児1人につき1万円を支給しています。
生殖補助医療費助成事業	不妊治療を行っている夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成しています。
保育所等の保育料等の減免	第3子以降や一定の所得未満のひとり親家庭等の子どもが保育所等を利用する場合、保育料や副食費を減免します。
病児・病後児保育利用料無料化事業	第2子3歳未満及び第3子以降就学前の子どもを対象に、病児・病後児保育施設の利用料を無償化しています。ただし、実費（昼食、おやつ代、延長料金）は除きます。
義務教育時の就学援助	経済的な理由により就学が困難な子ども等の学用品費や郊外活動費等の一部を助成しています。助成基準額は、品目及び小・中学校によって異なります。
新入学生制服等購入費助成	町立の小中学校に入学する子ども又は町内に住所を有し、町外の小中学校に入学する子どもの保護者を対象に、入学に際して購入した制服等の費用の一部（最大15,000円）を助成しています。

出典：教育委員会、健康増進課、保健福祉課

【児童手当等の利用状況の推移（各年度2月1日現在）】

手当の種類		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童手当	受給資格者数(人)	1,634	1,557	1,560	1,466	1,405
児童扶養手当	受給資格者数(人)	264	253	248	253	240
特別児童扶養手当	受給資格者数(人)	41	36	40	40	33

出典：保健福祉課

【その他経済的支援の利用状況の推移（各年度3月31日現在）】

助成種類		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子ども医療費	助成金額(千円)	0	68,750	83,832	83,587	111,958
ひとり親家庭等医療費	助成金額(千円)	0	22,848	24,823	26,180	26,737
出産一時金	助成金額(千円)	0	0	0	0	0
出産・子育て応援金	助成金額(千円)	-	-	-	17,900	16,450
出産祝金	助成金額(千円)	-	-	1,558	1,710	1,350
特定不妊治療費(～R3) 生殖補助医療費(R4～)	助成金額(千円)	1,785	2,416	4,092	800	2,223
第3子以降保育料等	助成金額(千円)	16,786	11,273	11,341	11,314	10,638
病児・病後児保育料	助成金額(千円)	268	70	81	108	222
就学援助費(小中学校)	助成金額(千円)	21,013	19,649	21,291	23,061	25,666
制服等購入費(小中学校)	助成金額(千円)	4,523	4,946	4,446	4,373	4,208

出典：教育委員会、健康増進課、保健福祉課

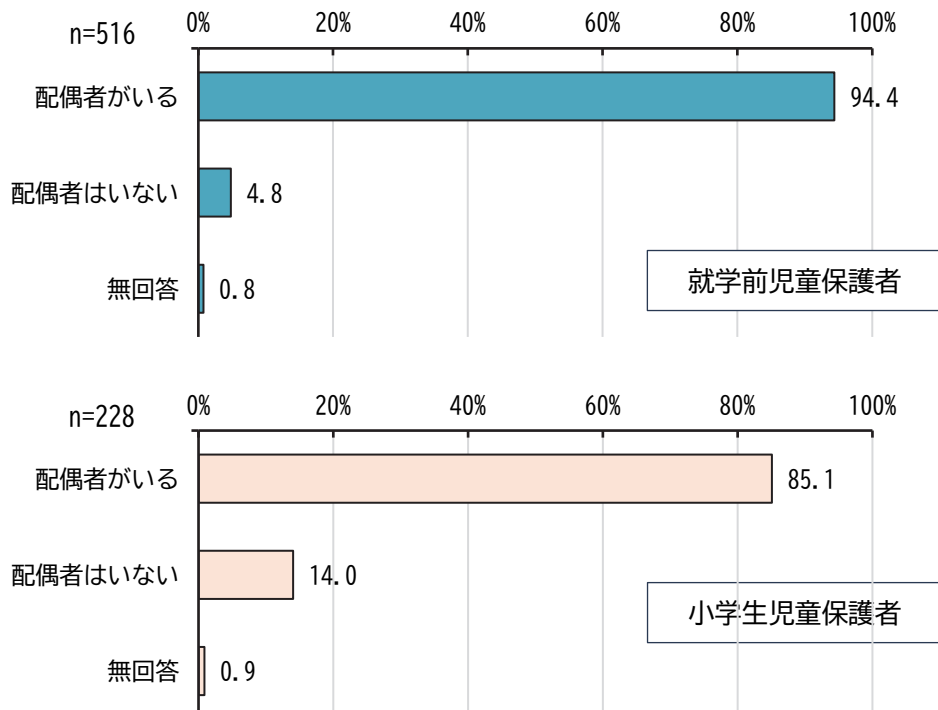
2 ニーズ調査結果概要

本調査は、令和6（2024）年度に策定する「第3期宇多津町子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料として、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、本町で確保すべき教育・保育・子育て支援に関する「量の見込み」を算出するため、宇多津町内の就学前児童・小学生児童の保護者の方を対象にアンケート（ニーズ）調査として実施しました。

調査地域	宇多津町全域	
調査対象者	就学前児童保護者	宇多津町内在住の0～6歳の就学前の子どものいる世帯（令和6年1月末現在）
	小学生児童保護者	宇多津町内の小学校に通う1～3年生の子どものいる世帯（令和6年1月末現在）
調査時期	令和6年2月1日～令和6年2月22日	
調査方法	郵送での配布・回収またはwebでの回答	
配布数	就学前児童保護者：1,104人	小学生児童保護者：487人
回収率	就学前児童保護者：46.7%(516件)	小学生児童保護者：46.8%(228件)

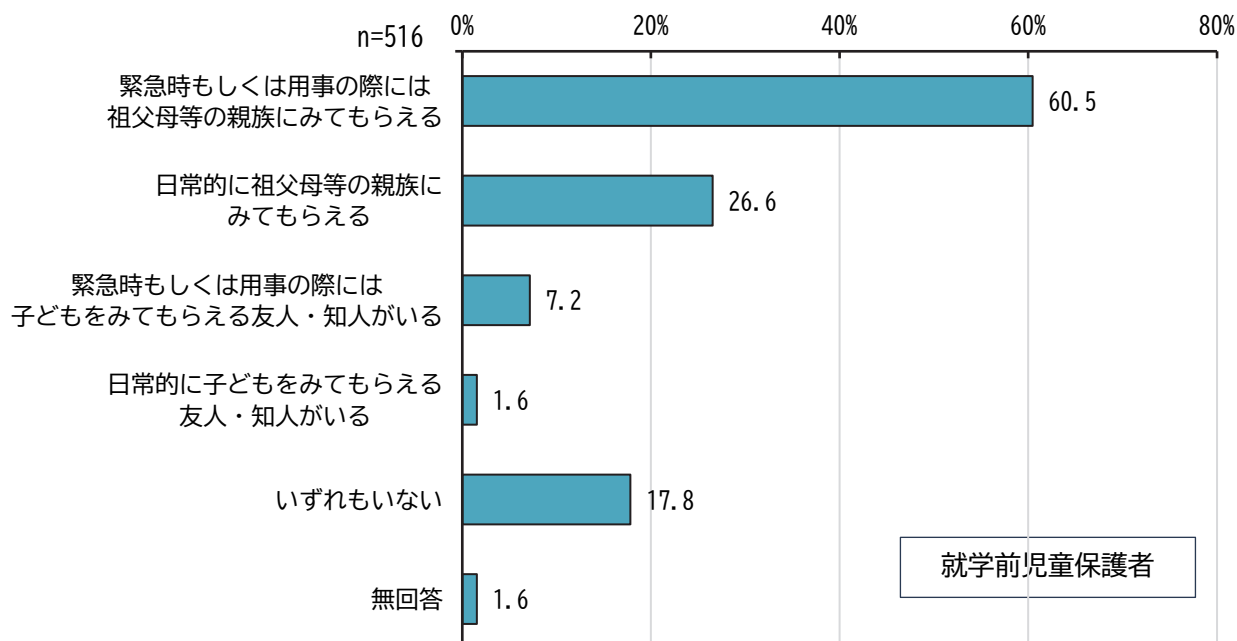
■保護者の配偶関係（単数回答）

調査票回答者の配偶関係についてみると、「配偶者がいる」が9割前後を占めています。

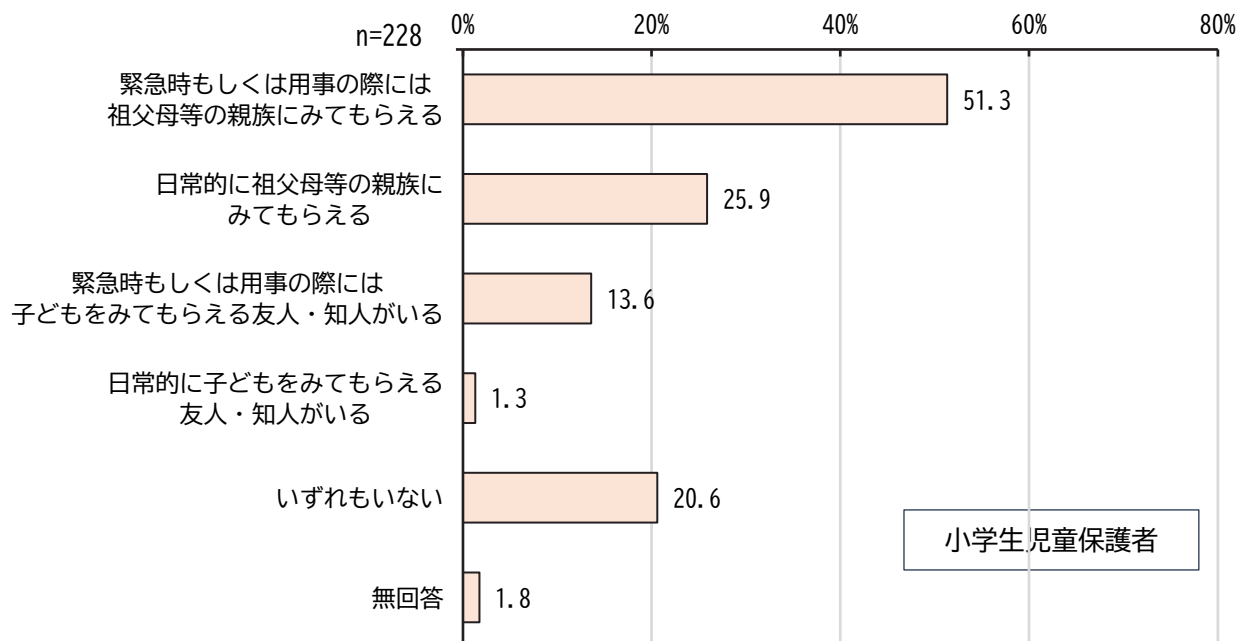


■日頃、見てもらえる親族・知人（複数回答）

お子さんをみてもらえる人についてみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が60%以上と最も高くなっています。次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が26.6%、「いずれもない」17.8%などの順になっています。

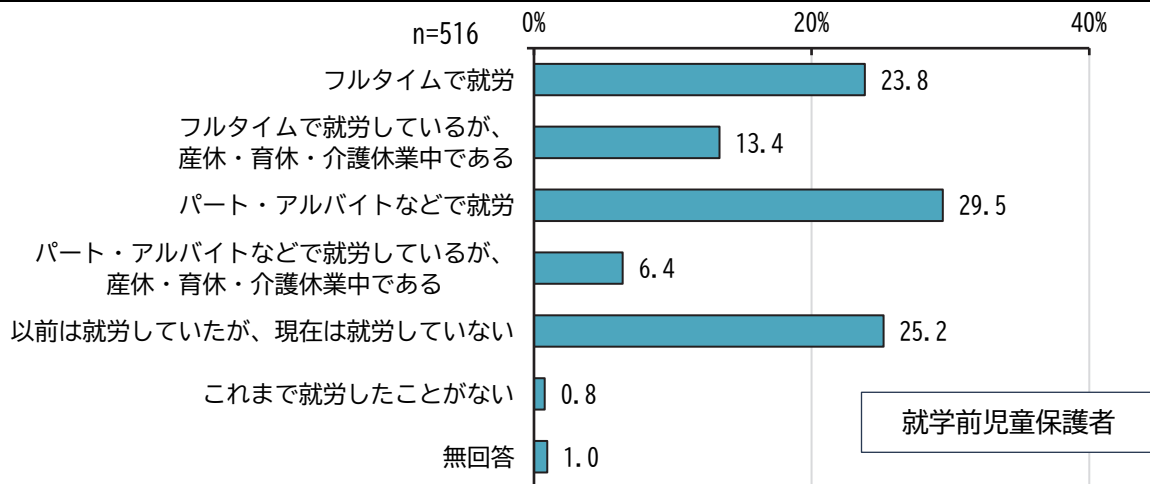


お子さんをみてもらえる人についてみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が50%以上と最も高くなっています。次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が25.9%、「いずれもない」20.6%などの順になっています。



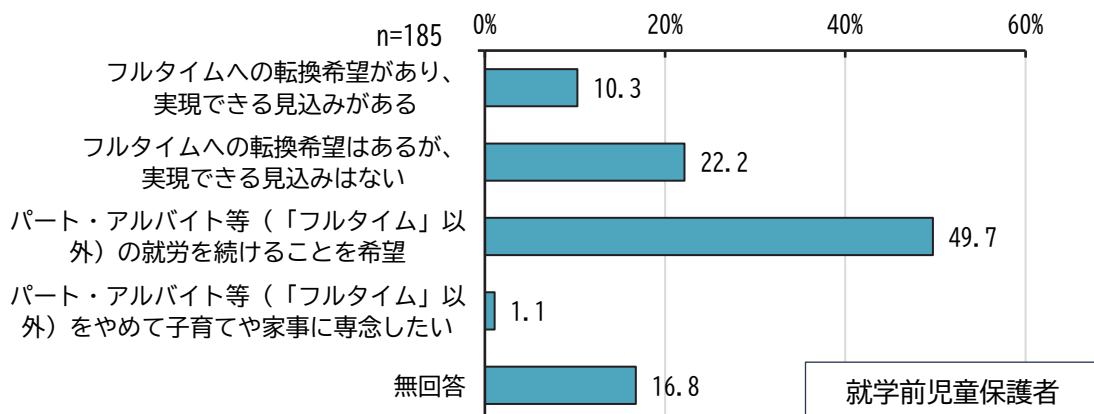
■現在の母親の就労状況（単数回答）

お子さんの母親の現在の就労状況についてみると、「パート・アルバイトなどで就労」が29.5%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が25.2%、「フルタイムで就労」23.8%などの順になっています。



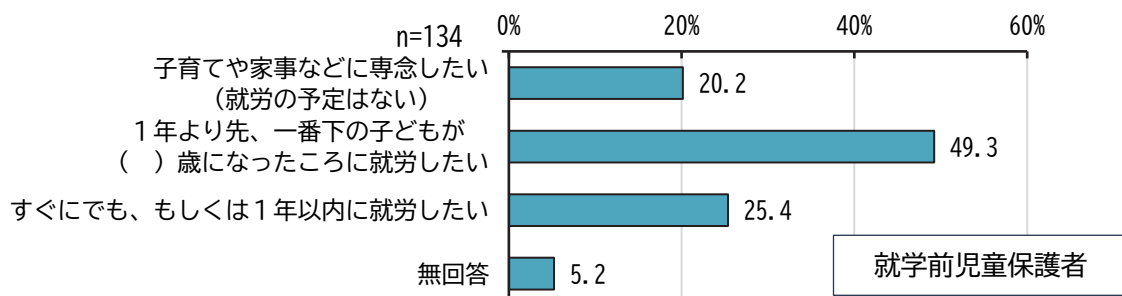
■母親のフルタイムへの転換希望（単数回答）

フルタイムへの転換希望について性別でみると、母親では「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」が49.7%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」22.2%などの順になっています。



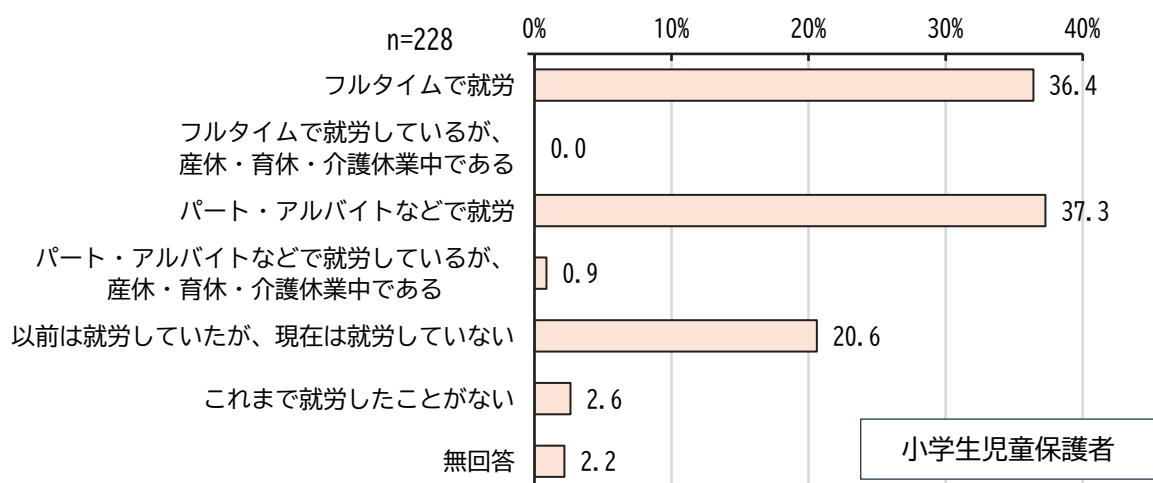
■母親の就労希望（単数回答）

母親の就労希望についてみると、「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」が49.3%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が25.4%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が20.2%となっています。



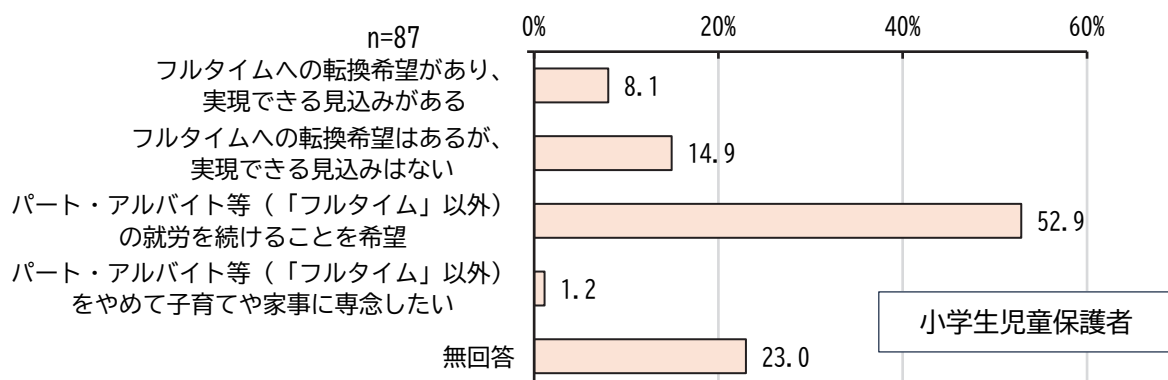
■現在の母親の就労状況（単数回答）

お子さんの母親の現在の就労状況についてみると、「パート・アルバイトなどで就労」が 37.3%と最も高く、次いで「フルタイムで就労」が 36.4%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」20.6%となっています。



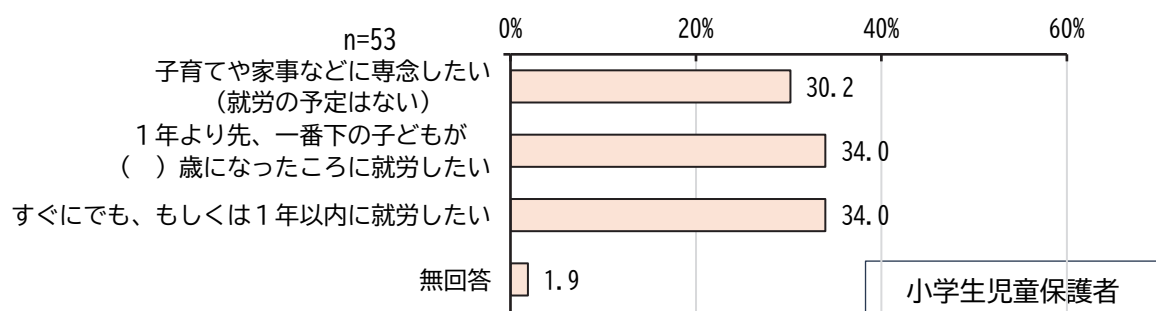
■母親のフルタイムへの転換希望（単数回答）

フルタイムへの転換希望について性別でみると、母親では「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」が半数以上を占めており最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」14.9%などの順になっています。



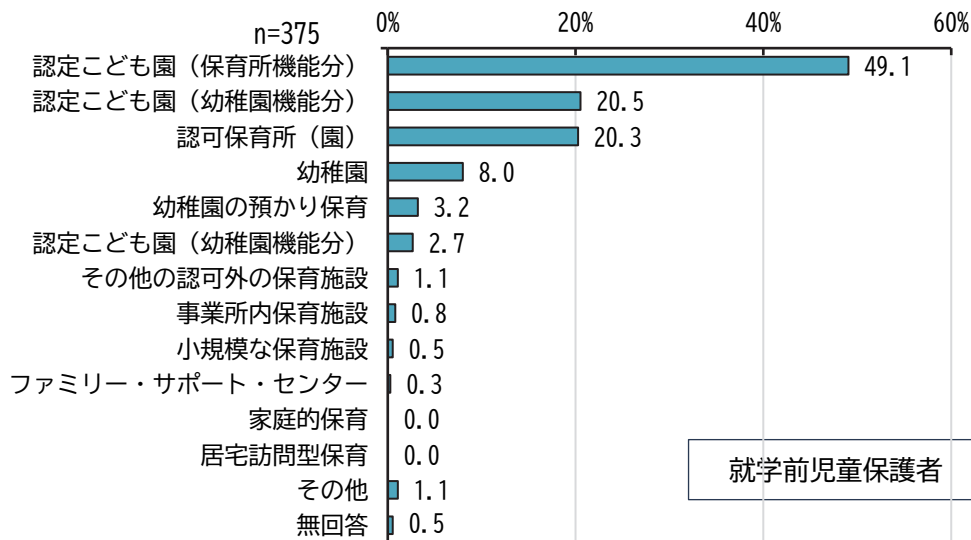
■母親の就労希望（単数回答）

母親の就労希望についてみると、「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったころに就労したい」、「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」がともに 34.0%となっています。次いで「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が 30.2%となっています。



■平日定期の教育・保育事業の利用サービスの種類（複数回答）

お子さんの平日の定期的な教育・保育の事業の利用についてみると、「認定こども園（保育所機能分）」が49.1%と最も高く、次いで「認定こども園（幼稚園機能分）」が20.5%、「認可保育所（園）」20.3%などの順になっています。

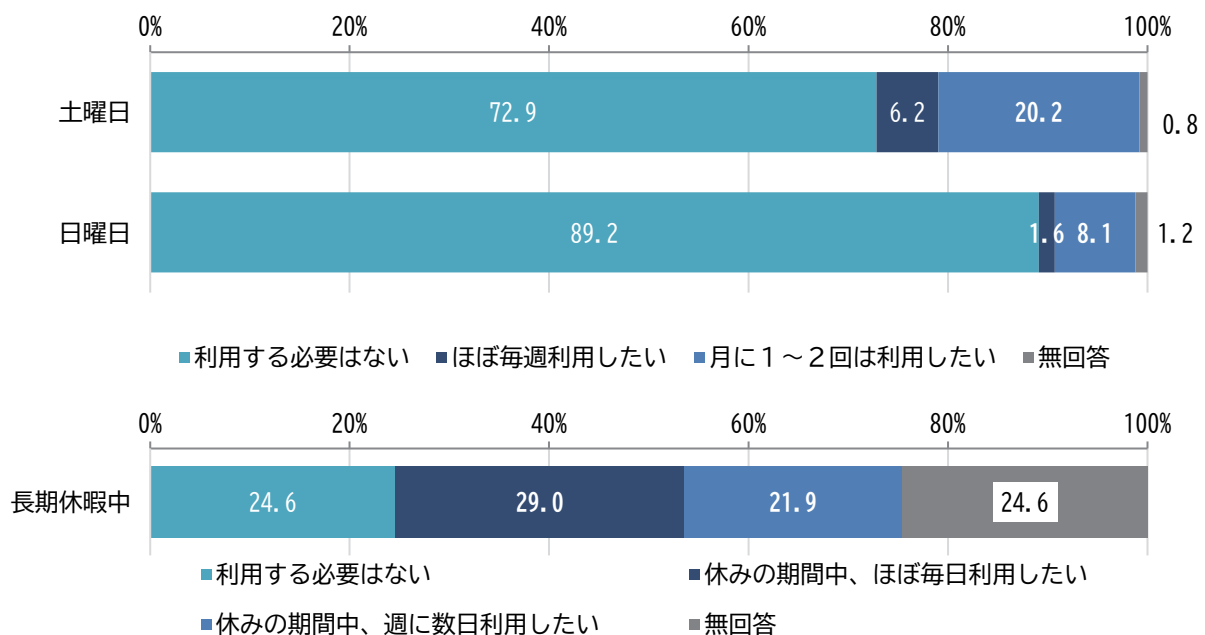


■土日・長期休暇の定期的教育・保育事業の利用サービスの種類（単数回答）

土曜日の定期的な教育・保育の事業の利用希望についてみると、「利用する必要はない」が70%以上を占めています。次いで「月に1～2回は利用したい」20.2%などの順になっています。

日曜日・祝日の定期的な教育・保育の事業の利用希望についてみると、「利用する必要はない」が90%弱を占めています。

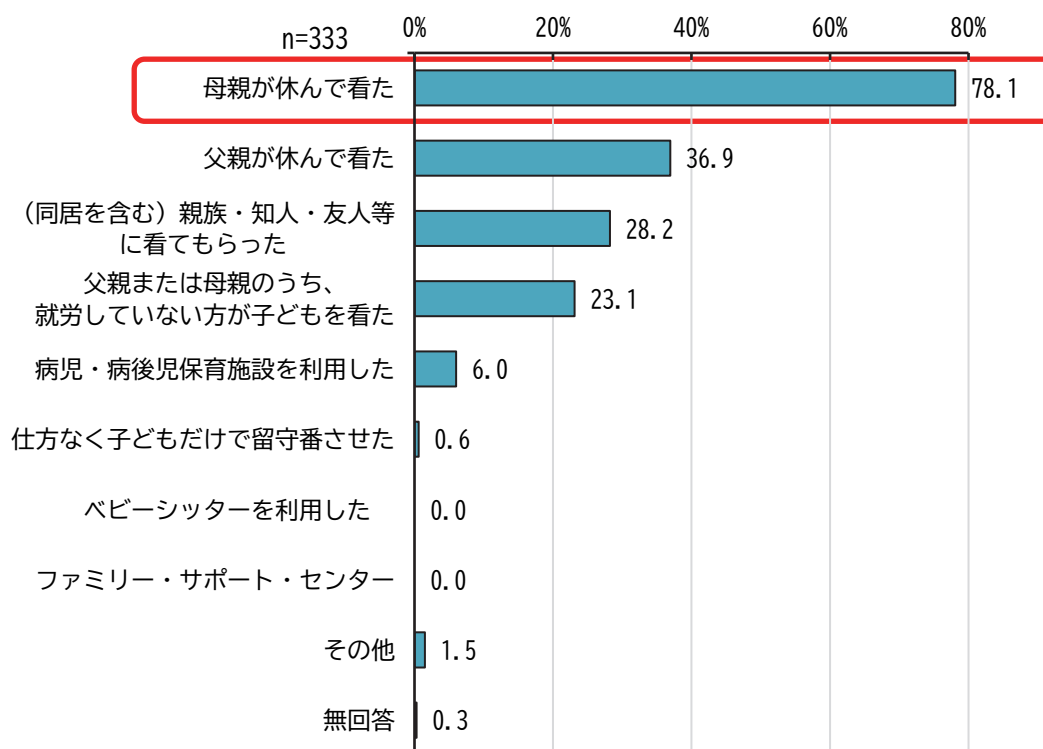
（幼稚園利用者）長期休暇中の「定期的な教育・保育の事業」の利用希望についてみると、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が29.0%で最も高く、次いで「利用する必要はない」24.6%などの順になっています。



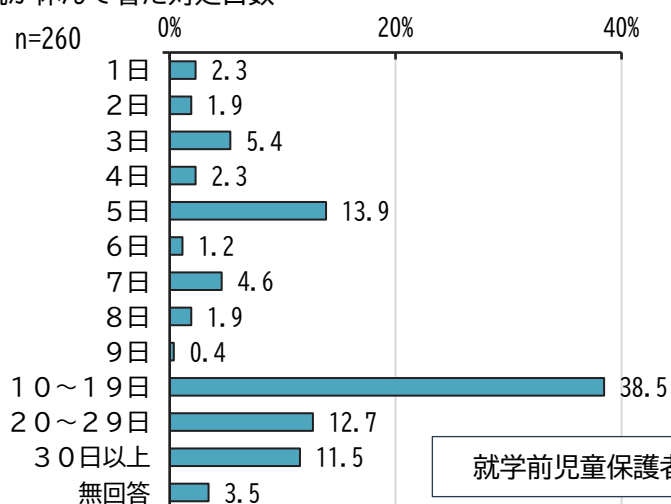
■病気の際の対応について

お子さんが病気やけがで普段利用している事業が利用できなかった際の対処方法についてみると、「母親が休んで見た」が70%以上となっており、最も高くなっています。次いで「父親が休んで見た」36.9%、「(同居を含む) 親族・知人・友人等に看てもらった」28.2%などの順になっています。

各対処方法の1年間の対処日数をみると、多くの項目で1日～5日までの対処となっている一方で、「母親が休んで見た」は「10～19日」が38.5%と、年間の対処日数が多い傾向がみとれます。

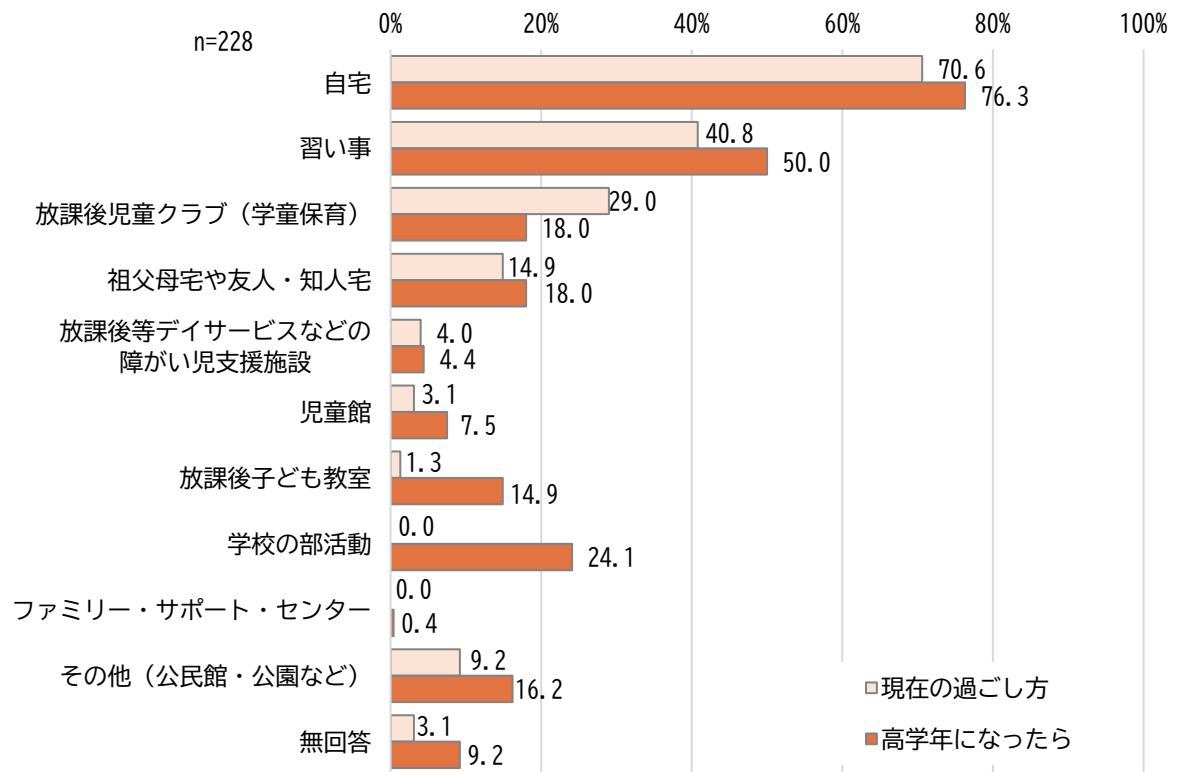


■母親が休んで見た対処日数

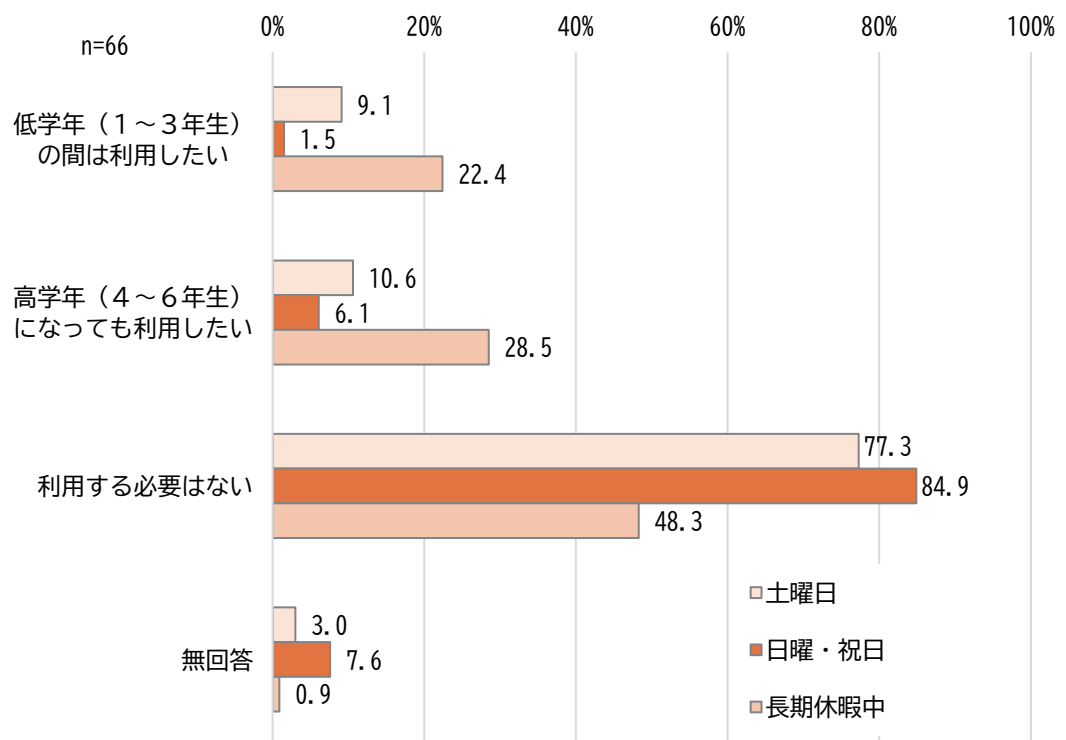


■小学生 放課後の過ごす場所

現在の小学生児童の放課後を過ごす場についてみると、「自宅」が70%以上で最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカー、学習塾など）」が40.8%、「放課後児童クラブ（学童保育）」29.0%などの順になっています。



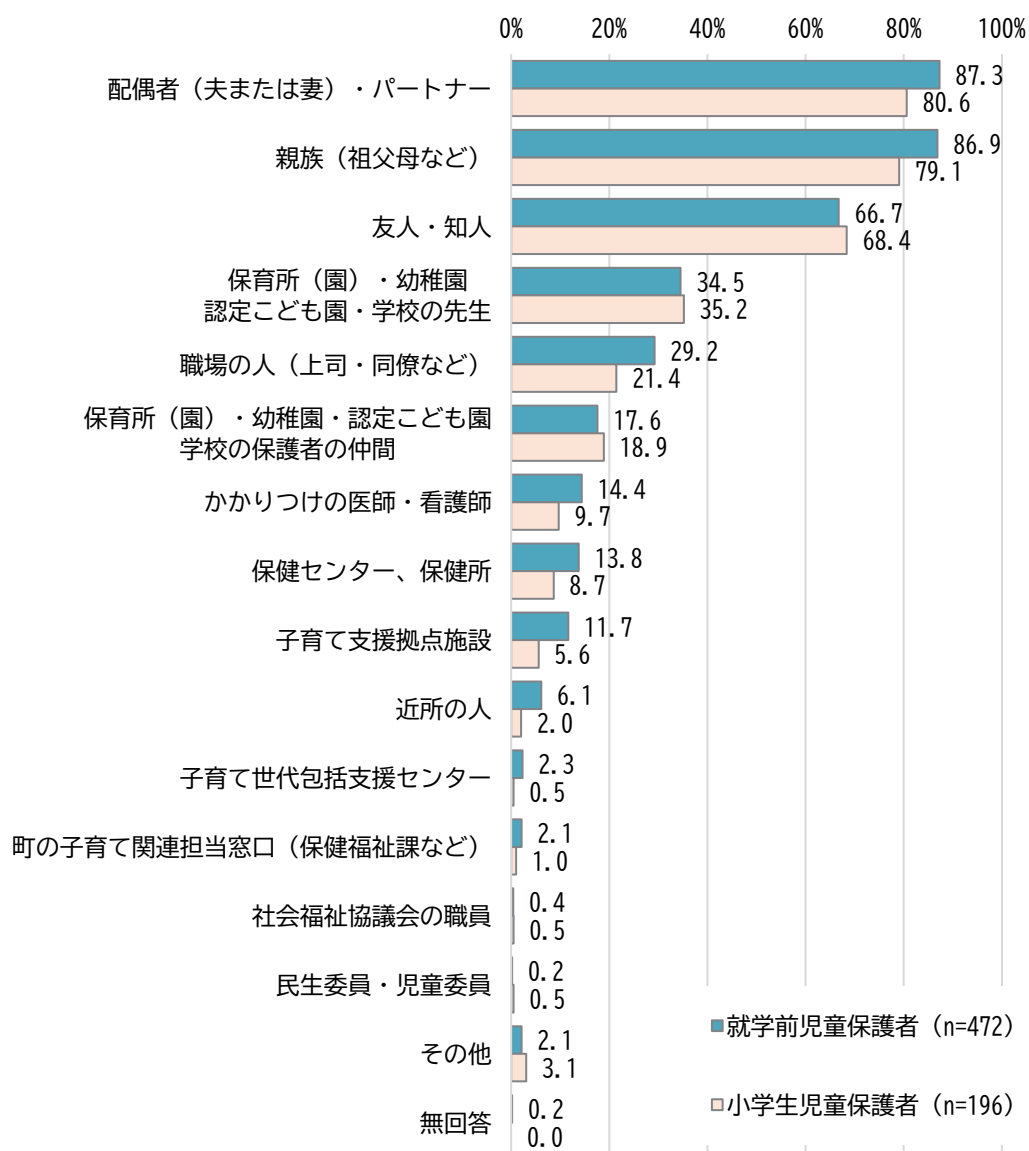
■土曜日・日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望（単数回答）



■子育て（教育を含む）に関しての相談先

就学前児童保護者では、「配偶者（夫または妻）・パートナー」が87.3%と最も高く、次いで「親族（祖父母など）」が86.9%、「友人・知人」が66.7%、「保育所（園）・幼稚園・認定こども園・学校の先生」34.5%などの順になっています。

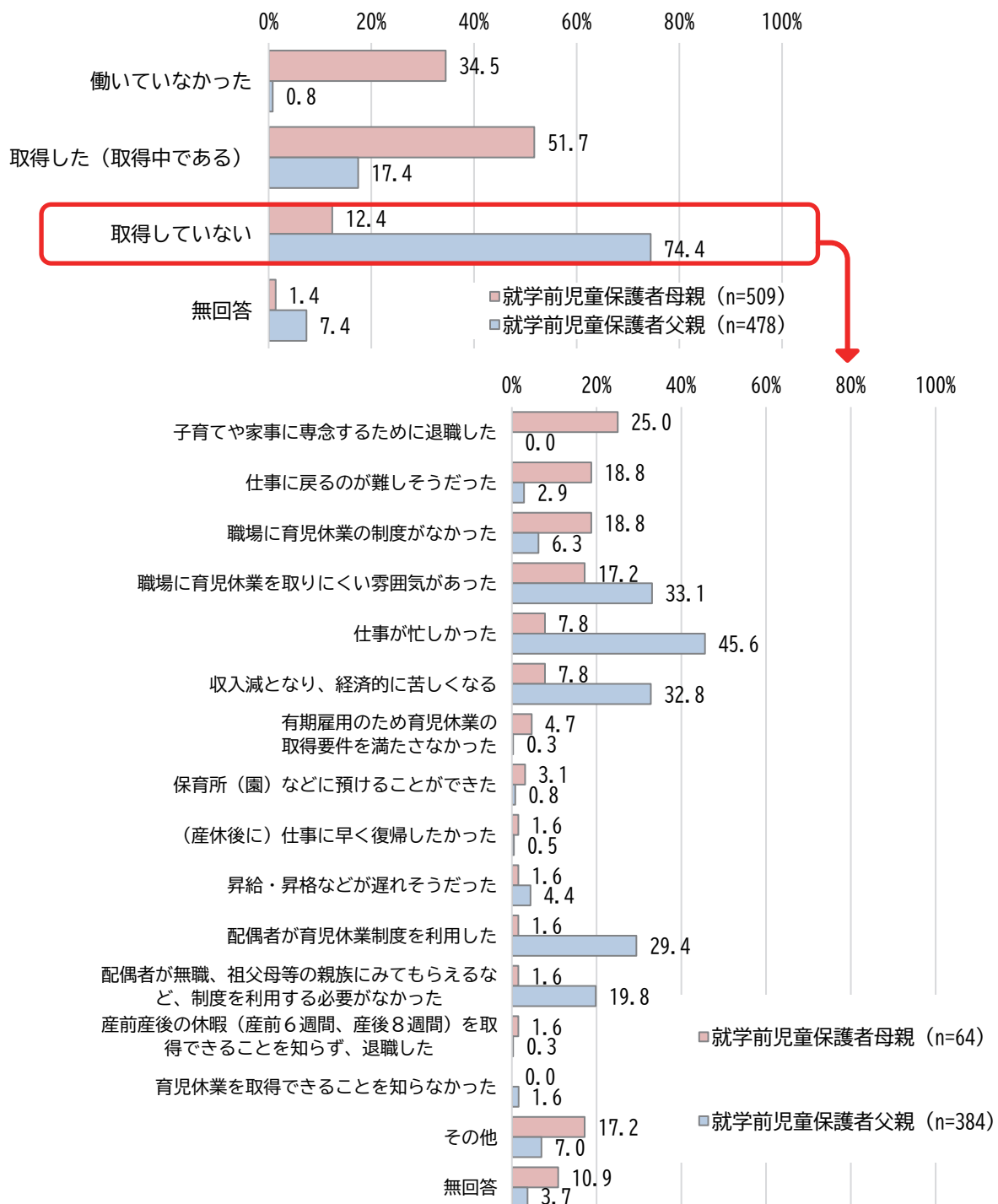
小学生児童保護者では、「配偶者（夫または妻）・パートナー」が80.6%と最も高く、次いで「親族（祖父母など）」が79.1%、「友人・知人」が68.4%、「保育所（園）・幼稚園・認定こども園・学校の先生」35.2%などの順になっています。



■育児休業取得の状況

就学前児童保護者の育児休業取得についてみると、母親で「取得した（取得中である）」が50%以上を占めています。また、「働いていなかった」が34.5%、「取得していない」が12.4%となっています。父親では、「取得していない」が70%以上を占めています。また、「取得した（取得中である）」が17.4%となっています。

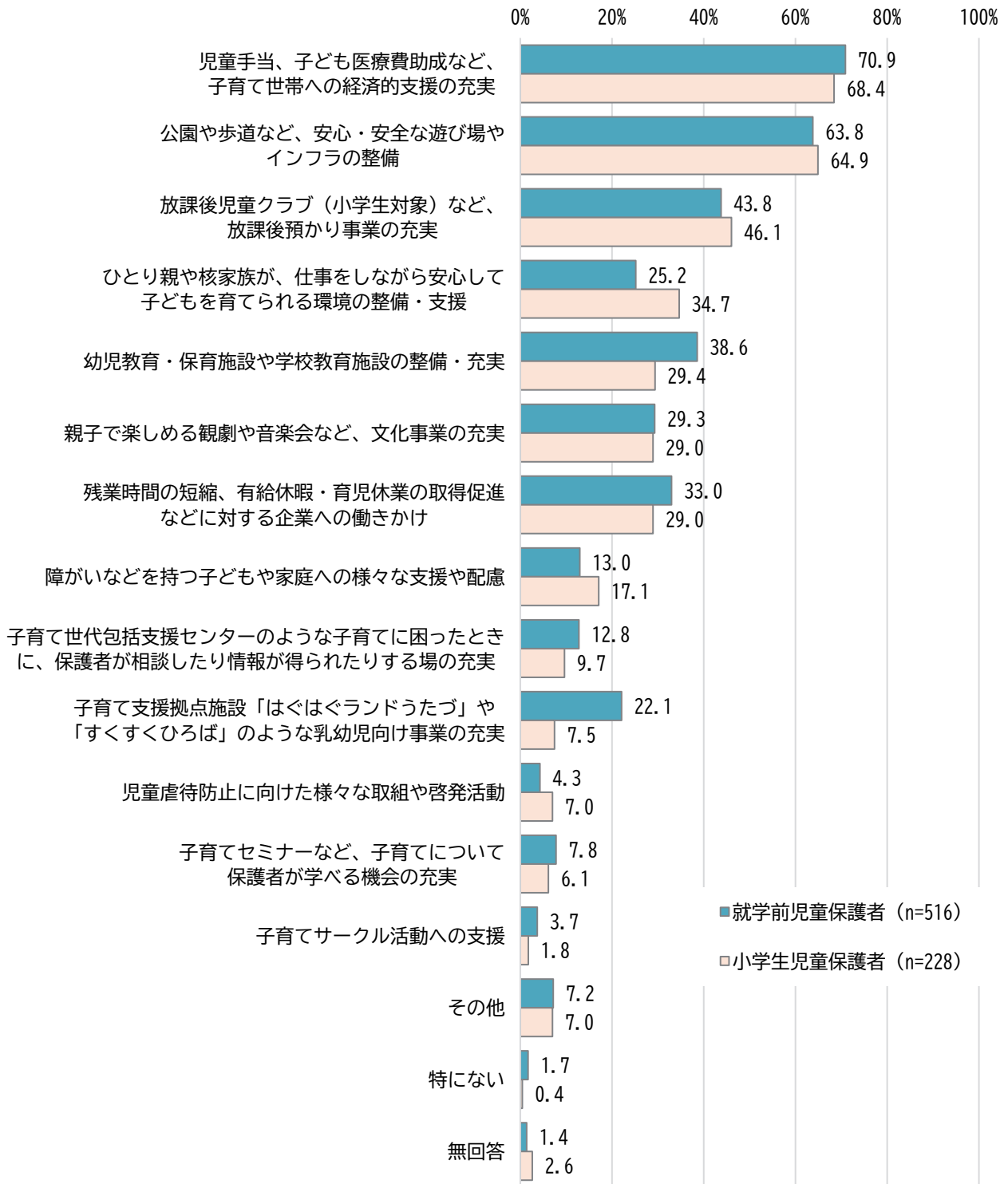
取得していない理由についてみると、母親で「子育てや家事に専念するために退職した」が25.0%で最も高く、次いで「仕事に戻るのが難しそうだった」、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が18.8%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」17.2%などの順になっています。父親では、「仕事が忙しかった」が45.6%で最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が33.1%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」32.8%などの順になっています。



■充実してほしい施策

就学前児童保護者では、「児童手当、子ども医療費助成など、子育て世帯への経済的支援の充実」が70.9%と最も高く、次いで「公園や歩道など、安心・安全な遊び場やインフラの整備」が63.8%、「放課後児童クラブ（小学生対象）など、放課後預かり事業の充実」43.8%などの順になっています。

小学生児童保護者では、「児童手当など、子どもを育てやすい経済的支援の充実」が68.4%で最も高く、次いで「公園や歩道など、安心・安全な遊び場やインフラの整備」が64.9%、「放課後児童クラブ（小学生対象）など、放課後預かり事業の充実」46.1%などの順になっています。



3 データから見える本町の課題と特徴

社会環境や子ども・子育て支援法などの趣旨を踏まえ、本町における子ども・子育て支援の主要課題として、次のことが挙げられます。

(1) 安心して子育てができる環境づくり

ニーズ調査では、保護者の就労希望をみると、就学前児童の母親ではパートタイム等からフルタイムの転換希望（3割弱）や未就労から就労を希望する保護者（7割強）がみられ、潜在的な保育ニーズがみられます。また、利用したい教育・保育サービスとして、「認定こども園（保育所機能部分）」が5割弱で最も高くなっています。

保護者の就労状況の変化等により、保育の必要性がある家庭が増加することが考えられ、幼児教育・保育無償化によるニーズの増加を適切に見込み、幼稚園、保育所の受け皿の確保とともに、教育・保育の質を高めていく必要があります。

(2) 子どもの放課後の居場所について

ニーズ調査では、小学校就学後の放課後の過ごし方の希望について、低学年のうちは、放課後クラブが8割を超えています。また、高学年は4割強となっています。引き続き適切なニーズを把握し、整備していく必要があります。

今後、放課後の居場所に対するニーズがさらに高まることが予測される中、地域の人材や地域資源を活用した子どもの居場所づくりが求められます。

(3) 相談先について

相談先の有無と相手についてニーズ調査では、子育てをする上で、気軽に相談できる先として、配偶者やパートナー、親族（祖父母など）がそれぞれ8割となっており、一方で保育所（園）・幼稚園・認定こども園・学校の先生の割合は3割強となっています。

今後は、保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないよう、身近で気軽に相談できる仕組みや体制を構築し、妊娠、出産、産後、子育て期における切れ目ない支援を行うことが必要です。

また、相談相手がいない人や子どもの預け先がない人への対策（周知やアウトリーチなど）を行い、既存事業へつなげ、また、複雑化かつ深刻化した相談内容に対応するため、専門相談できる体制の整備や専門機関同士の連携を行うことが求められます。

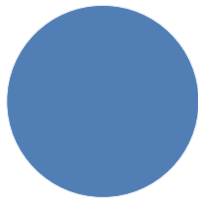
(4) 子育てと職場の両立支援制度について

育児休業を取得した割合は、母親が5割強、父親が2割弱でした。取得していない割合は、母親が1割強、父親が7割強となっており、父親が育児休業を取得することが容易でない様子がうかがえます。父親が育児休業を取得できない理由として、仕事が忙しかった、職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった、収入減となり、経済的に苦しくなるといった理由が上位3位までを占めています。

今後は、父親自身や企業が意識や支援制度について、育児と職場の両立が可能となるよう一步一步改革を進めていく必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町が目指す子ども・子育て支援の姿

一人ひとりの子どもがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を感じながら成長していくことが可能となる環境を整備する。

<基本理念>

**元気！笑顔！
自立する 未来を創る うたづっ子**

本計画の理念は、第2期計画から引き継ぐ形で「元気！笑顔！自立する 未来を創る うたづっ子」とします。この理念には、子どもたち一人ひとりの成長と幸せを中心に据え、地域全体で支える子育て環境の充実を目指す強い意思が込められています。

この「自立」という言葉は、単に子ども自身が独立して生きていく力を育むことを意味するだけでなく、子どもたちが自己肯定感を持ち、個性を尊重されながら成長できる環境を整えることを通じて、地域社会全体がともに「自立」していくという広い視野を含んでいます。つまり、「自立する未来」とは、個人と地域・社会が支え合い、相互に成長していく未来のことを指します。

本計画では、特に妊娠・出産期から学童期に至るまでの子どもの成長過程を切れ目なく支援するとともに、地域社会全体で子育てを支える姿勢をさらに強化します。これにより、子どもたちが「かけがえのない存在」として認められ、安心して成長できる社会を目指します。

また、保護者の多様なニーズに対応することで、保護者自身が希望を実現できる環境を整え、子育てと家庭生活が調和した社会を築いていきます。

2 基本理念の達成に向けた重点目標

本計画では、次の3つの重点目標を推進します。この重点目標は、保護者を対象に実施したアンケート調査結果から本町の子育て家庭が抱える課題やニーズを具体的に把握し、支援体制の更なる強化のために掲げています。

重点目標 1

安心と質を備えた 教育・保育の実現

子どもを慈しみ育むために、子どもの健康と安全のために、そして子どもの健やかな心身を育成できるよう、何よりも子ども自身のための基礎的、継続的な支援を行います。

子育てにおける時代の流れと保護者の就労状況の変化等による多様なニーズに対応するために、様々な事業を展開していくとともに、サービスの利用状況の把握等点検・評価を重ね、住民ニーズに合致した施策の展開に努めます。

重点目標 2

孤立を防ぎ安心を 支える子育て環境

子どもの幸せを第一に、保護者と地域・社会のつながりが主体となって、子どもの命を守り、育成できるよう強固な環境づくりを目指します。

各関係機関との連携を強化し、切れ目のない相談体制の構築など地域の支援体制の更なる充実を図るとともに、放課後等の居場所の確保やその他きめ細やかなサービスを展開することにより、親子が安心して生活できる環境づくりを推進します。

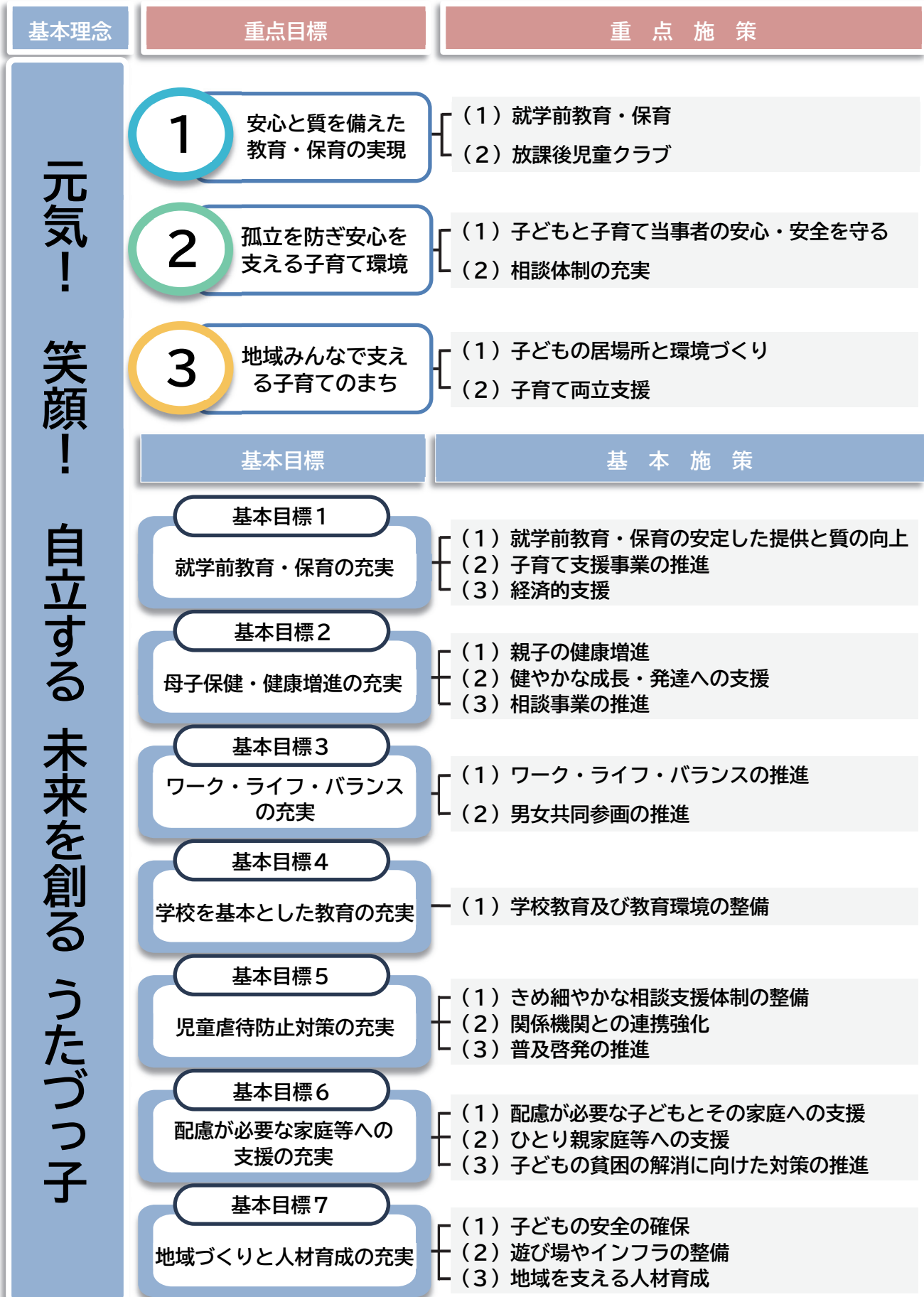
重点目標 3

地域みんなで支える 子育てのまち

地域・社会の子育て支援の取組を継続し、安全・安心な子育て環境の整備を推進します。

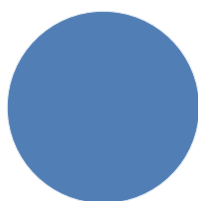
地域社会全体のシステム基盤としての環境の重要性を認識し、本町にある施設や公園などの地域資源を生かすとともに、ボランティア活動の推進など地域ぐるみの子育てを推進することによる地域の子育て力の向上を図り、「子育て」を核とした誰もが生き生きと生活できる地域づくりに取り組みます。

3 施策体系図



第4章

施策の展開



第4章 施策の展開

1 重点目標の施策



重点目標 1 安心と質を備えた教育・保育の実現

(1) 就学前教育・保育

本町では、特に0歳児において通年 10 名ほどの待機児童が発生しており、この待機児童の解消が最重要課題と言えます。少子化が進行する一方で保育のニーズは増加傾向にあります。

待機児童の解消の実現に向けて、保育士の確保や柔軟な受け入れ体制の整備が必要であり、特に待機児童が発生しやすい低年齢児クラスへの対応や、発達に課題のある子どもへの支援体制の充実など、量と質の両面からの充実を図ります。

① 保育士等の確保

保育士確保のための様々な施策の実施を検討するとともに、ICT導入などによる事務の効率化・簡素化を図り、職員の働き方の改善を目指します。

② 公私の教育・保育施設の役割と連携

公立施設は、地域の教育・保育水準の維持・向上を図るための中心的役割を担い、私立施設の供給量が不足する場合の確保、医療的ケアや虐待等支援が必要なケースへの対応など、インクルージョンの理念のもと、地域のセーフティネットとしての役割を果たします。

私立施設は、効率的な施設運営や柔軟で迅速に対応できる機動性などの強みを生かし、多様化する保護者ニーズに柔軟に対応した教育・保育を提供する役割を果たします。

公私のバランスを保ち、誰ひとり取り残さず、子どもが集団の中で様々な活動を通じて、豊かな人間性、社会性などを身に着け、生きる力を育成することができるよう、教育・保育の提供を目指します。

③ 質の高い教育・保育の提供

認定こども園の普及促進に向けた幼稚園教諭と保育士の両方の資格取得を促進するとともに、様々な家庭状況に対応する高度な専門性が求められる中、その専門性を計画的に向上させられるよう研修機会の確保を行うなどにより、サービス全体の質の向上を図ります。

④ 多様な保育サービスの検討

保護者の働き方の多様化やこども家庭庁の設置等の国の動向など、今後も更なる保育ニーズの高まりが予想されることから、柔軟な受け皿の拡大に向け、多様な保育サービスの提供を検討します。

(2) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブについては、家庭の就労等の状況に応じて適切に利用できることが重要です。学校の空き教室や児童館などを活用していますが、受入スペースや職員の確保が必要です。保護者の就労支援という一面に加え、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目指します。

① 放課後児童支援員の確保とスキルアップ

放課後児童支援員の確保及び定着を図るため、職場環境の改善や働きがいのある職場づくりを目指します。

また、支援員として必要なスキルを身に付けるとともに、質の向上を目的とした各種研修の受講を推進します。

② 民間事業者の参入促進による受け皿の整備・確保

民間事業者との連携を図り、多様なニーズに対応できるよう柔軟な受け皿の確保に努めます。

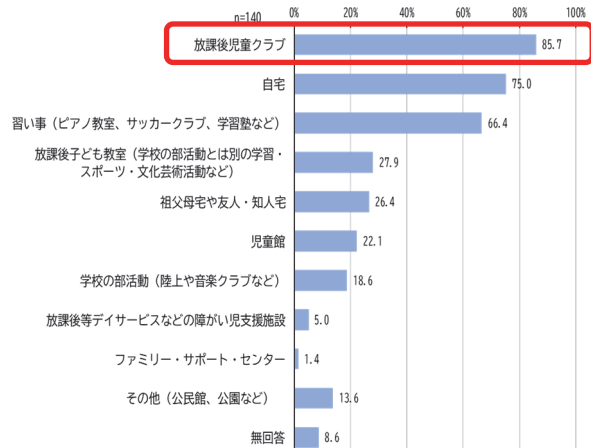
③ 多様な経験活動の推進

地域の団体や住民と協力し、子どもが多様な経験ができる機会を積極的に取り入れるとともに、放課後子ども教室とも連携し、一体的な事業の推進を図ります。

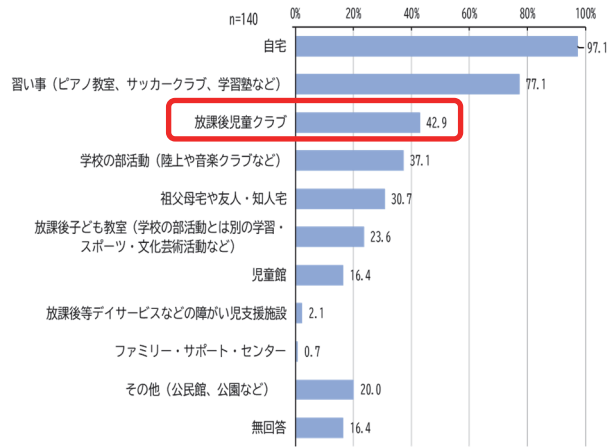
■子育て当事者意見（就学前児童保護者回答）

5歳以上のお子さんについて、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいですか。

【小学校低学年 1～3年生】



【小学校高学年 4～6年生】



お子さんが小学校低学年では、「放課後児童クラブ」が80%以上で最も高く、次いで「自宅」75.0%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」66.4%などの順になっています。

また、お子さんが小学校高学年では、「自宅」が97.1%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」77.1%、「放課後児童クラブ」42.9%などの順になっています。

重点目標2 孤立を防ぎ安心を支える子育て環境

核家族化など世帯規模が縮小し、子育てをしていて孤独を感じるなど不安感や負担感を抱く保護者が増加しています。保護者が不安や悩みを抱えた時に、身近な場所で気軽に相談できる体制づくりが求められています。

また、少子化であるにも関わらず、児童虐待の相談・対応件数は依然として高い水準にあり、特に困難を抱える世帯への支援が課題となっています。支援を行う関係機関と密に連携し、必要な支援につなげていけるよう相談体制や支援体制の整備を推進します。

(1) 子どもと子育て当事者の安心・安全を守る

① 妊産婦・子どもの健康づくりの推進

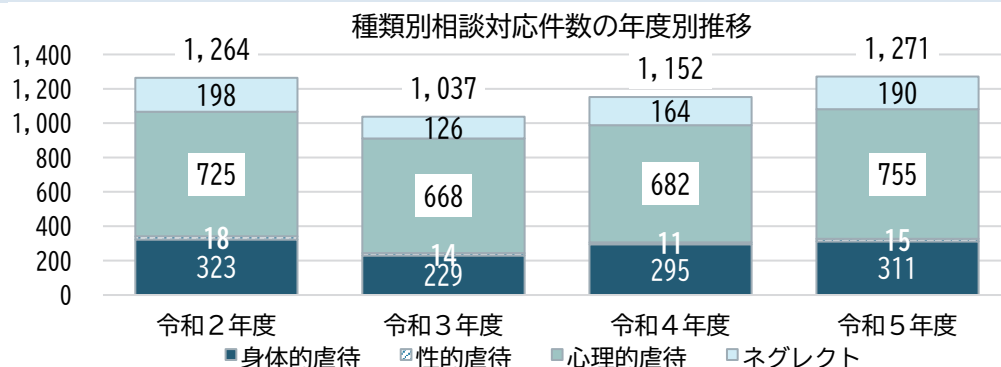
妊娠・出産期から子育て期まで切れ目ない支援を行い、親子がともに健全な生活が営めるよう体制づくりを推進します。ライフステージに応じた産後ケアや相談支援、健康診査、予防接種等の実施により健康づくりに努めます。

② 児童虐待の防止と早期発見

子どもの命や人権が尊重されるよう、今後も引き続き子どもの人権に対する認識を深めるための啓発活動を行います。また、児童虐待の早期発見、早期対応とともに、虐待を受けた子どもの心のケアなど、総合的・効果的に支援が行えるよう、関係機関や施設と連携し、ネットワークの強化・充実を図ります。

支援が必要な家庭を把握し、適切な支援を行うためにも、母子保健機関と児童福祉機関と連携し、対応する必要があります。妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行うために、各種子育て支援に関わる機関との連携強化を図ります。

■香川県 児童相談所における児童虐待相談対応件数について



県内では、令和2年度（1,264件）から令和5年度（1,271件）と増加しています。

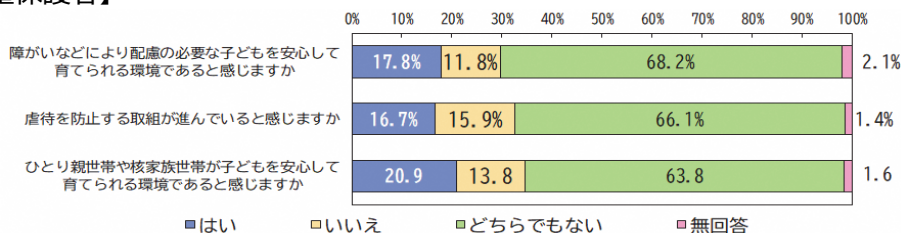
③ ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭や配慮が必要な子どものいる家庭などへの経済的・身体的・精神的支援を行うとともに、ライフステージに応じた多様な課題に対応できるよう包括的な支援体制を構築し、支援が必要な家庭を早期に発見に努め、適切な支援ができるよう関係機関との情報共有を図ります。

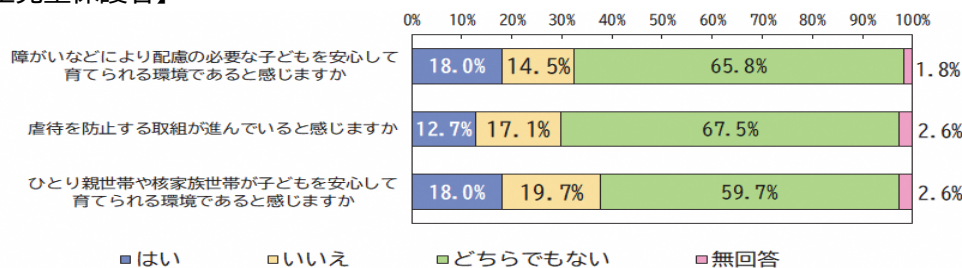
■子育て当事者意見

お子さんを宇多津町でこれまで育ててこられた中で、子育てに関する次の点についてどのように考えますか。（地域の人からの支え・公園や遊具など遊び場の充実について）

【就学前児童保護者】



【小学生児童保護者】



(2) 相談体制の充実

①

相談体制の充実

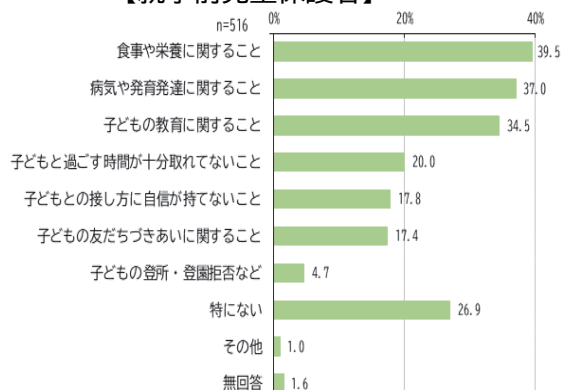
子どもや子育てを取り巻く環境が著しく変化中、多様なニーズに対応するため、研修等を通じて相談窓口の専門性を高めるとともに、支援内容や相談場所などの周知等に注力します。また、必要な支援にスムーズにつなげられるよう、関係機関との連携を図ります。

また、妊娠・出産期から子育て期まで切れ目ない支援をワンストップで行うため、こども家庭センターを設置し、児童福祉と母子保健の一体的かつ総合的な運用による相談体制の充実を図ります。

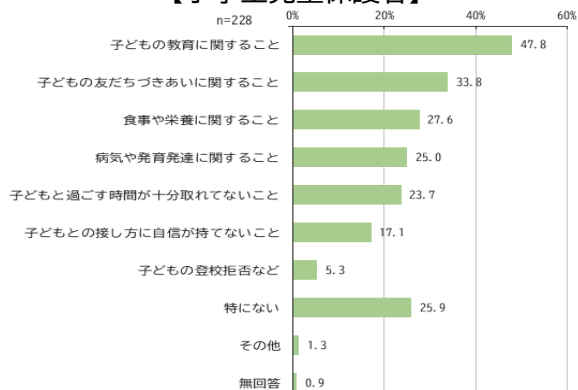
■子育て当事者意見

子育てに関して、日常悩んでいること、あるいは気になることは何ですか。

【就学前児童保護者】



【小学生児童保護者】



就学前児童保護者では、「食事や栄養に関すること」が39.5%と最も高く、次いで「病気や発育発達に関すること」が37.0%、「子どもの教育に関すること」34.5%などの順になっています。

また、小学生児童保護者では「子どもの教育に関すること」が4割以上で最も高く、次いで「子どもの友だちづきあいに関すること」が33.8%、「食事や栄養に関すること」27.6%などの順になっています。

重点目標3 地域みんなで支える子育てのまち

核家族化の進展や地域でのつながりの希薄化など、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。日々子育てに励む保護者や子どもが不安を抱え、孤立しないよう気軽に相談でき頼れる場所の存在が必要です。

行政だけでなく、地域住民や事業所、地域社会でも子育てを支援していくという意識を醸成していくとともに、支援の担い手の育成や地域との連携・協働を推進します。

(1) 子どもの居場所と環境づくり

① 多世代交流の居場所づくり

多世代交流を通じて得られる様々な出会いや体験の機会を提供し、子どもの豊かな人間性や社会性を育みます。また、子どものみならず、子育てに関わったことにより、達成感や満足感が感じられ、生き生きとした居場所を創出し、地域全体の活性化を図ります。

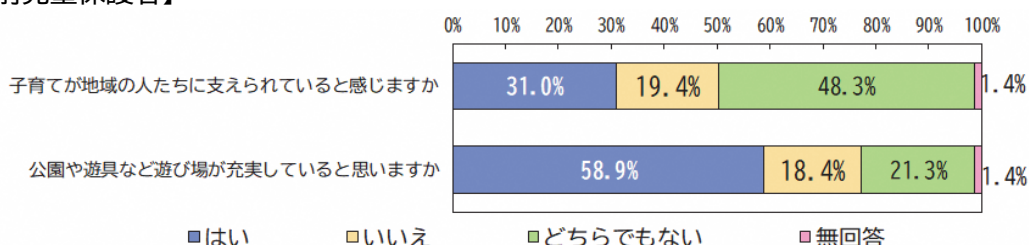
② 安全・安心に遊ぶことができる公園等の整備・充実

公園等で外遊びをすることは、運動能力の一助となるほか、様々な景色等を五感で受け止め、また、友達とのコミュニケーションによる社会性を獲得する機会となるなど、子どもの成長に欠かせないものです。地域の公園など子どもの成長に必要な居場所の更なる充実を図ります。

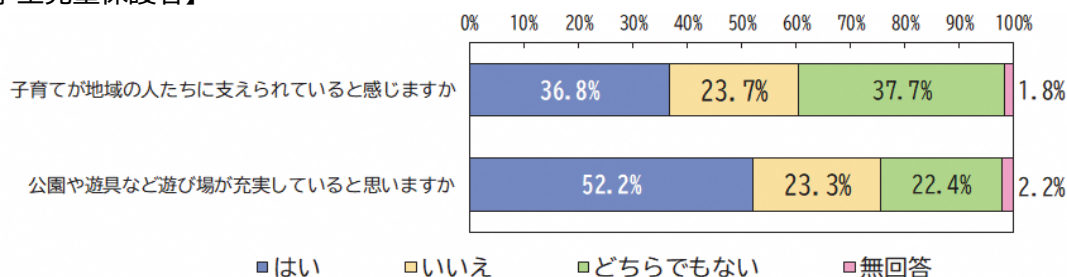
■子育て当事者意見

お子さんを宇多津町でこれまで育ててこられた中で、子育てに関する次の点についてどのように考えますか。(地域の人からの支え・公園や遊具など遊び場の充実について)

【就学前児童保護者】



【小学生児童保護者】



(2) 子育て両立支援

①

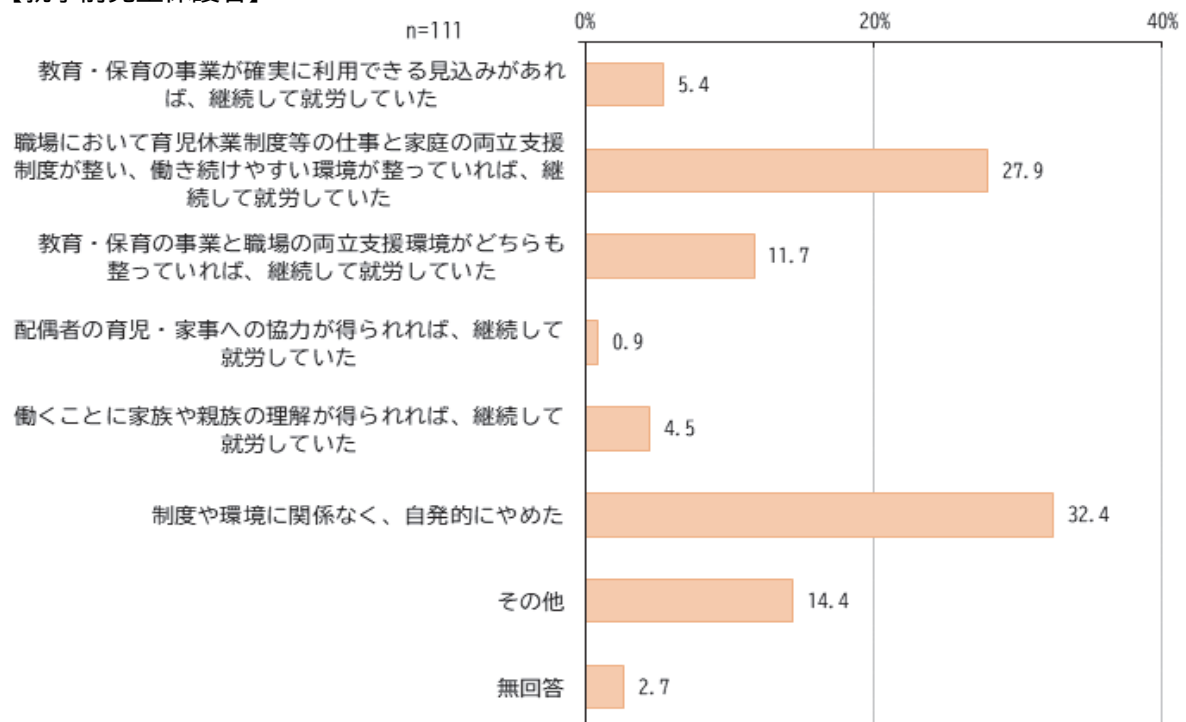
企業・事業所への啓発

働き方が多様化する中で、父親の育休取得促進など仕事と育児の両立を支援し、子育てしやすい環境づくりに取り組む企業や事業所を例として紹介し、地域全体が子育てしやすいまちになるよう啓発活動を行います。

■子育て当事者意見

仕事と家庭の両立を支援する教育・保育の事業や環境が整っていたら、就労を継続していましたか。

【就学前児童保護者】



仕事と家庭の両立、教育・保育に関する環境が整っていたら、就労を継続したかどうかについてみると、「制度や環境に関係なく、自発的にやめた」が32.4%と最も高く、次いで「職場において育児休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度が整い、働き続けやすい環境が整っていれば、継続して就労していた」が27.9%、「教育・保育の事業と職場の両立支援環境がどちらも整っていれば、継続して就労していた」11.7%などの順になっています。

2 基本目標① 就学前教育・保育の充実

(1) 就学前教育・保育の安定した提供と質の向上

施設整備を計画的に進めるとともに、幼稚園教諭及び保育士の確保と資質の向上に努め、安定した教育・保育の提供に努めます。また、多様なニーズに対応するため、保育所等との連携強化を図ります。

取組名	内容	担当課
保育施設の維持・充実	保育所等の施設の安全・安心を守り、多様なニーズに対応できるよう施設の計画的な改修等を行い、適切な維持・充実に努めます。	教育委員会 保健福祉課
認定こども園への移行支援	職員体制や施設型給付費等を勘案しながら、認定こども園に移行する場合の支援を行います。	保健福祉課
保育士確保・待機児童対策	国や県の動向を踏まえ、保育士の処遇改善を図りながら安定した保育の提供に努めます。	保健福祉課
業務改善による負担軽減	登降園管理や要録作成等の事務をＩＣＴ化することなどを検討し、利用者の利便性の向上及び保育士の負担軽減による離職防止と業務の効率化を図ります。	保健福祉課
保育資格の取得促進	認定こども園の普及促進にあたり、その中心的な担い手の確保に向けて、幼稚園教諭と保育士の両方の資格取得を促進します。	教育委員会 保健福祉課
教育・保育の交流・連携	公立の幼稚園・保育所間の人事異動を行うとともに、幼稚園教諭と保育士の合同研修等を実施し、質の向上を図ります。	教育委員会 保健福祉課
研修の受講促進・関係機関との連携	教育・保育ニーズが多様化・複雑化する中で、より高度な専門性が求められるため、必要な知識や技能の習得、維持・向上を目的とした研修の受講を促進するとともに、専門関係機関との連携を図り、質の高い教育・保育の提供を図ります。	教育委員会 保健福祉課

(2) 子育て支援事業の推進

利用者の多様なニーズを十分に踏まえ、子育て支援施策の提供体制を整備するとともに、地域の特性に応じたきめ細やかなサービスの充実を図ります。

取組名	内容	担当課
時間外保育 (延長保育) 事業	保護者の就労形態の多様化に伴う多様なニーズに対応するため、時間外の保育を行います。	保健福祉課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	就労等により保護者が留守となる小学1～4年生等の子どもに対し、長期休暇期間や祝日にも実施することにより、放課後等の遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。	教育委員会
子育て短期支援事業	【ショートステイ事業】 保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において養育・保護を行います。 【トワイライトステイ事業】 保護者が仕事その他の理由により、平日夜間又は休日に不在となり子どもの養育が困難となった場合等の緊急時に、児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行います。	保健福祉課
地域子育て支援拠点事業	就学前の子どもを対象とした様々な遊びや体験の実施や、保護者への相談支援等を実施しています。子育て支援の拠点として、親子の交流や子育てに関する情報提供等を実施することにより、子育てへの不安感の緩和や子どもの健やかな育ちを支援します。	保健福祉課
一時預かり事業	保育所等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的、身体的負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等において一時的に子どもを預かります。	保健福祉課
子育て援助活動支援 (ファミリー・サポート・センター) 事業	地域の中で「子育ての援助を受けたい者」と「子育ての援助を行いたい者」が会員となり、その相互援助活動に関する連絡・調整を行い、預かりや送迎等多様なニーズへの対応を図ります。	社会福祉協議会

(3) 経済的支援

国や県の動向を踏まえ、経済的な支援を実施するとともに、支援に関する広報を行います。

取組名	内容	担当課
児童手当	0歳から高校生年代の子どもを養育している方に経済的支援を行います。手当月額等は、国の基準によります。	保健福祉課
児童扶養手当	生活の安定や自立促進、子どもの健やかな成長を図るため、ひとり親で原則18歳に達する年度末までの児童を養育している方に手当を支給します。手当月額等は、国の基準によります。	保健福祉課
特別児童扶養手当	20歳未満の精神又は身体に重度又は中度の障害がある子どもを看護している保護者に、一定の要件を満たす場合に手当を支給します。手当月額等は、国の基準によります。	保健福祉課
乳幼児（子ども）医療費助成	0歳から高校生年代の子どもを対象に、保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成します。	健康増進課
ひとり親家庭等医療費助成	必要な医療を安心して受けられるよう、ひとり親家庭等の満18歳に達する年度末までの子どもに健康保険が適用される診療を受けた場合に、医療費の自己負担分を助成します。所得制限等は、国の基準によります。	健康増進課
出産一時金	国民健康保険に加入している妊婦が出産した際に要した費用（最大50万円）を助成します。	健康増進課
出産・子育て応援事業「ともはぐ」	妊娠届出時と出産時に保健師等が面談を行い、出産・子育て応援ギフトとして各5万円分のカatalogギフト又は現金を保護者が選択して支給します。	健康増進課 (保健センター)
宇多津町出産祝金支給事業	新生児の出産を奨励し、誕生を祝福するため、出産した母親を対象に、新生児1人につき1万円を支給します。	健康増進課
生殖補助医療費助成事業	特定不妊治療を行っている夫婦に対し、医療保険適用外の治療に要する費用の一部を助成し、経済的支援を行います。	健康増進課 (保健センター)
保育所等の保育料等の減免	第3子以降や一定の所得未満のひとり親家庭等の子どもが保育所等を利用する場合、保育料や副食費を減免します。	保健福祉課
病児・病後児保育利用料無料化事業	第2子3歳未満及び第3子以降、就学前の子どもを対象に、病児・病後児保育施設の利用料を無償化します。	保健福祉課
病児・病後児保育利用料助成事業	上記の事業の対象とならない小学生以下の子どもを対象に、町外の病児・病後児保育施設を利用した際の利用料のうち、施設が設置されている市町に住民票のある子どもの利用料との差額を支給します。 また、ひとり親家庭等の就労・経済的支援として、子どもが病児・病後児保育を利用した際の利用料の一部を助成します。	保健福祉課
義務教育時の就学援助	経済的な理由により就学が困難な子どもの学用品費や郊外活動費等の一部を助成します。助成基準額は、品目及び小・中学校によって異なります。	教育委員会
新入学生制服等購入費助成	町立の小中学校に入学する子ども又は町外の小中学校に入学する本町在住の子どもの保護者を対象に、入学に際して購入した制服等の費用の一部（最大15,000円）を助成します。	教育委員会
給食費無償化	町立の小・中学校に通う本町在住の児童・生徒の給食費を無償化し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	教育委員会

3 基本目標② 母子保健・健康増進の充実

(1) 親子の健康増進

妊婦や乳幼児への支援を通じて、必要に応じて適切な医療や保健指導につなげ、安心して育児ができるよう、関係機関と連携して継続的な支援に努めます。

取組名	内容	担当課
母子健康手帳の交付	安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期までの利用できる支援・サービスを紹介し、個別の支援プランを作成します。	健康増進課 (保健センター)
妊産婦健康診査事業	妊産婦の健康保持及び安全・安心な出産・育児を図るため、医療機関に委託し、産前産後の適切な時期に健康状態を把握するための健康診査を実施し、その費用を助成します。	健康増進課 (保健センター)
乳幼児健康診査事業	疾病の予防及び早期発見による健康の保持増進を図るため、乳児期における町での集団健康診査に加え、3回の個別健康診査を医療機関で実施し、その費用を助成します。また、3か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査を実施し、運動機能や視聴覚、精神発達等の状況把握と栄養及び育児に関する指導を行います。	健康増進課 (保健センター)
ブックスタート事業	3か月児健康診査時、絵本のプレゼントとボランティアによる読み聞かせ体験を実施しています。	健康増進課 (保健センター)
妊婦歯科健康診査事業	妊婦の口腔清潔の増進を図るため、妊婦の歯科検診を行います。(宇多津町内の歯科医療機関で、妊娠期間中に1回実施)	健康増進課 (保健センター)
マタニティセミナー (両親学級)	妊婦とその家族を対象に、安心して出産・子育てができるよう親同士の交流を図るとともに、座談会や調理実習、沐浴実習など保健師及び助産師、管理栄養士による助言・保健指導を行います。	健康増進課 (保健センター)
のびのび赤ちゃんのつどい	生後2～3か月の乳児とその保護者を対象に、身体計測や育児の座談会、予防接種の説明等を行います。	健康増進課 (保健センター)
はじめての離乳食教室	生後5か月の乳児とその保護者を対象に、身体計測及び管理栄養士による離乳食講習会、試食、座談会等を行います。	健康増進課 (保健センター)
離乳食フォローアップ教室	生後8～10か月の乳児とその保護者を対象に、身体計測及び管理栄養士による離乳食講習会、試食、座談会等を行います。	健康増進課 (保健センター)
産後ケア事業	出産後も安心して子育てができるよう、生後1年未満の乳児とその保護者を対象に、助産院や医療機関、自宅、ホテル等において心身のケアや育児のサポート等を行います。	健康増進課 (保健センター)
利用者支援事業	保健師等の専門職を配置し、必要な情報提供、助言、保健指導等をワンストップで行い、妊娠・出産・育児期において切れ目のない支援を実施しています	保健福祉課 (相談支援センター) 健康増進課 (保健センター)
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師や助産師が訪問し、養育環境等を把握し、相談や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭を専門機関につなぎます。	健康増進課 (保健センター)

取組名	内容	担当課
養育支援訪問事業	子育てに不安や孤独感を抱える家庭や不適切な養育状況にあるなど様々な要因で支援が必要とされる家庭に社会福祉士や保健師等の専門職員が訪問し、養育環境の維持・改善のための相談支援を行っています。	保健福祉課 (相談支援センター) 健康増進課 (保健センター)
おやこであそぼう教室 「ぷかりんこ」	発達の気になる幼児（就学前）とその保護者を対象に、親子遊びや親同士の交流会、相談（集団）を行います。	保健福祉課 (相談支援センター)
こども家庭センターの 設置・運営	妊娠・出産期から子育て期まで切れ目ない支援をワンストップで行うため、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを統合したこども家庭センターを設置し、児童福祉と母子保健の一体的かつ総合的な運用による相談等支援体制の充実を図ります。 ①子ども及び妊婦等の福祉や母子保健の相談等 ②家庭状況の把握・情報提供、必要な調査・指導等 ③支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、連絡調整 ④保健指導、健康診査等	保健福祉課 (相談支援センター) 健康増進課 (保健センター)

（２）健やかな成長・発達への支援

子どもの発達段階に応じて、必要な情報提供を行い、子どもの成長への適切な支援ができ、子どもの健やかな成長を支える支援体制づくりに努めます。

取組名	内容	担当課
健康をおびやかす 問題への対策	薬物乱用根絶や喫煙防止の啓発を行うとともに、学校医（薬剤師）による薬物乱用防止教室を小中学校において開催し、指導・啓発を行います。	教育委員会
うたづええもん市	会場内にてパネル展示やチラシを配布し、依存症や発達障害、権利擁護に関する情報等住民のこころの健康・自殺予防の啓発を行います。	保健福祉課
みんなのサロン 「とも・とも」	地域で暮らす乳幼児から高齢者まで、誰もが自由に集い交流する場として、様々なイベントを定期的に開催します。	社会福祉協議会
うたづっこ ふくしセミナー	子どもたちが様々な福祉の体験、会話、遊びを通して、福祉やボランティアについて考え、地域との交流も出来るセミナーを開催します。	社会福祉協議会
教育支援センター	心理的要因や家庭状況等により不登校状態にある子ども等に対して、不登校状態を解消するため、不安や焦り、対人関係の悩み等の相談に応じるとともに、家庭や学校、スクールソーシャルワーカー等と連携し、学習面及び精神面の双方から適切な指導・援助を行います。	教育委員会
家庭教育の推進	就学前の子どもの保護者等を対象とした家庭教育に関する学習会や子育て講座（体力づくりや食生活等）を実施するとともに、広報等により啓発活動を行います。 家庭や学校、少年育成センター等関係機関との連携強化を図ります。	教育委員会

(3) 相談事業の充実

保護者の不安や悩みを解消するため、引き続き専門職員による各種相談事業を実施するとともに、子どもや子育てに関する情報提供を行い、安心して子育てができる環境の保持・増進に努めます。

取組名	内容	担当課
1歳おめでとう相談	1歳到達時に、身体計測や保健師・栄養士相談、理学療法士による運動発達相談を行います。また、記念の手形作成も行います。	健康増進課 (保健センター)
育児相談	毎月、乳幼児の希望者を対象に、身体計測、保健師・栄養士・臨床心理士による育児個別相談を行います。	健康増進課 (保健センター)
こども相談	子育てや子どもの発達に不安がある方を対象に、児童心理士による個別相談を行います。	健康増進課 (保健センター)
ことばの相談	子どもの言葉に不安がある方を対象に、臨床心理士による個別相談を行います。	健康増進課 (保健センター)
こころの相談	対人関係や親子関係、ひきこもり、不登校、妊娠・子育て中の悩み等について、臨床心理士による個別相談を行います。	健康増進課 (保健センター)
ひきこもり相談	ひきこもり状態にある子どもやその家族等の不安や悩み等について相談を行います。	保健福祉課 (相談支援センター)
保育所等巡回相談	作業療法士が保育所等を巡回し、集団における他者との関わり方などについてより良い成長発達に繋げるための相談支援を行います。	保健福祉課 (相談支援センター)
発達相談	0歳～12歳程度の心身の発育・発達が気になる子どもを持つ保護者を対象に、理学療法士や作業療法士による個別相談を実施します。	保健福祉課 (相談支援センター)

4 基本目標③ ワーク・ライフ・バランスの充実

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

性別や年齢に関わりなく、個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方ができる社会の実現を目指し、仕事と家庭の調和の周知・啓発に努めます。また、企業等に対し、従業員の仕事と子育ての両立のための雇用環境や就労条件を整備する取組みを支援します。

取組名	内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	人生の各段階に応じて多様な生き方が選択及び実現できるよう、広報誌やSNS等多様な媒体による啓発活動を実施します。	まちづくり課
労働に関する法制度の周知	広報誌やSNS等多様な媒体により労働に関する法制度の周知を行います。	まちづくり課
企業等への子育て支援に関する啓発	子育て世代が働きやすい職場づくりが促進されるよう関係機関と連携し、企業訪問による町の子育て支援施策の周知を行うなど啓発活動を行います。	まちづくり課
円滑な利用の確保のための支援及び基盤整備	保護者が産休（産前・産後休業）、育休（育児休業）から職場に復帰する場合等に、保育所等を円滑に利用できるよう、妊産婦等に対する情報提供や相談支援を行うとともに、保育所等と連携し、計画的な教育・保育施設等の基盤整備を行います。	保健福祉課

(2) 男女共同参画の推進

宇多津町男女共同参画基本計画に基づく主要課題と施策に取り組めます。

取組名	内容	担当課
男女共同参画意識の啓発	男女共同参画の視点に立ち、意識改革、社会制度の見直し、教育・学習の充実、あらゆる分野における女性の活躍の推進、配偶者へのあらゆる暴力の根絶等に取り組み、男女共同参画による子育ての環境づくりを行います。	教育委員会

5 基本目標④ 学校を基本とした教育の充実

(1) 学校教育及び教育環境の整備

子どもたちの学力や豊かな人間性、健康等を育むため、創意工夫を生かした教育活動を行います。また、いじめや不登校等に対応するため、専門的な相談体制の強化や、学校、家庭、地域及び関係機関との連携強化に努めます。

取組名	内容	担当課
学校教育における重要項目	<自己肯定感の向上> 学校生活を通じて、意欲の基となる自己肯定感を高めることができるよう努めます。 <ICTの活用> ICTを活用した新たな学びを提供し、子どもの学力向上等を図るとともに、更なる活用に向けて検討します。 また、情報リテラシーや情報モラルについて、子どもの発達段階に応じた指導を行うとともに、保護者への啓発活動を行います。	教育委員会
保育所等との連携	保育所等と連携し、一人ひとりの発達の過程や健康状況を記録した要録等を共有し、接続期における指導方法の工夫や円滑な接続を図ります。	教育委員会
読書環境の充実	読書が豊かな人間形成の一助となるよう、学校の図書室やライブラリーうたづの充実を図ります。	教育委員会
学校・家庭・地域との連携	地域学校協働本部を中心に、あいさつ運動や環境整備等を行うなど、学校・家庭・地域が一体となり、地域資源を生かした教育を推進します。 また、就学児健康診断や保護者会などを通じて、家庭の教育力の一層の向上を図ります。	教育委員会
体育館等の貸出し	地域住民に対して体育館や運動場等を貸し出し、社会体育等を推進します。	教育委員会
放課後の子どもの活動の場の確保	児童館や学校の空き教室等を活用し、放課後児童クラブや放課後子ども教室を実施し、放課後の活動の場の確保に努めます。	教育委員会

6 基本目標⑤ 児童虐待防止対策の充実

(1) きめ細やかな相談支援体制の整備

子どもや家庭の様々な状況に対し、きめ細やかな相談支援を実施します。

取組名	内容	担当課
相談支援センター事業	保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、以下の多様な相談に応じ、関係機関と連携しながら支援を実施します。 <子ども家庭総合支援拠点機能> 児童虐待、養護問題、発達、障害、ヤングケアラー等のさまざまな相談に応じ、関係機関と連携しながら支援を実施します。 <DV等への相談支援機能> 配偶者等からの暴力等に関する相談窓口として、相談支援を行います。また、児童虐待とDV等の複合的な相談に応じ、関係機関と連携しながら支援を実施します。 <障害福祉相談支援機能> 障害者虐待、障害者差別、障害福祉サービス等に関する相談等に応じ、支援を実施します。 <ひきこもりに関する相談支援機能> ひきこもりに関する相談に応じ、支援を実施します。	保健福祉課 (相談支援センター)
こども家庭センターの設置・運営	妊娠・出産期から子育て期まで切れ目ない支援をワンストップで行うため、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを統合したこども家庭センターを設置し、児童福祉と母子保健の一体的かつ総合的な運用による相談等支援体制の充実を図ります。 ①子ども及び妊婦等の福祉や母子保健の相談等 ②家庭状況の把握・情報提供、必要な調査・指導等 ③支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、連絡調整 ④保健指導、健康診査等	保健福祉課 (相談支援センター) 健康増進課 (保健センター)
地域ぐるみの子育て支援の充実	子育て家庭が地域の中で孤立することがないように、子育てに関する相談や支援サービスを提供するとともに、保護者及び子ども同士の交流の場を整備し、地域ぐるみの子育て支援の充実を図ります。	保健福祉課 (相談支援センター)
要保護児童対策地域協議会の機能強化	町相談支援センターを要保護児童対策地域協議会の調整機関とし、要保護児童、要支援児童、特定妊婦等について、関係機関との情報共有による支援方針の決定や見直し等を行い、効果的な支援を行います。 また、児童虐待等の緊急性や重症度により児童相談所等の関係機関と連携を図り、迅速かつ適切な対応に努めます。	保健福祉課 (相談支援センター)

(2) 関係機関との連携強化

子どもたちの人権が守られるよう、児童虐待の防止、早期発見、早期対応に向け体制を整備し、関係機関との密な連携を図ります。

取組名	内容	担当課
地域の安心ネットワークシステムの構築・強化	子どもや高齢者、障害者等への虐待、配偶者等による暴力等の早期発見、早期対応を促進するため、行政や地域の関係機関などで構成される宇多津町虐待防止対策ネットワーク協議会を運営し、構成機関との連携を深め、地域に根ざしたネットワークの更なる強化を図ります。	保健福祉課 (相談支援センター)
児童虐待の防止、早期発見・早期対応に向けた関係機関との連携強化	町相談支援センターを要保護児童対策地域協議会の調整機関として、児童相談所や医療機関等の関係機関との連携を図ります。 また、坂出警察署との児童虐待事案における情報共有などに関する協定に基づき、児童虐待の未然防止や早期対応による子どもの安全確保等に向け、坂出警察署との連携を図ります。 地域の専門性を有する関係機関との連携を図り、情報共有や支援要請等の迅速な対応に努めます。	保健福祉課 (相談支援センター)
I C Tを活用した子どもの家庭相談対応	全国的に児童虐待の相談・対応件数が依然として高い水準にあり、対応する職員の負担や質の高い支援の維持、児童相談所と市町との連携等が課題とされている中で、I C Tを活用した業務の効率化や連携を検討し、要保護児童等への迅速かつ適切な対応を図ります。	保健福祉課 (相談支援センター)

(3) 普及啓発の推進

子どもや女性たちの人権が守られるよう、地域の意識の醸成を図ります。

取組名	内容	担当課
児童虐待防止普及啓発	毎年5月の「春のこどもまんなか月間」、11月の「秋のこどもまんなか月間」と併せて児童虐待の防止、早期発見や早期対応に向けて、子育てに関する相談窓口や児童相談所虐待対応ダイヤル『189（いちはやく）』の周知等に努めます。	保健福祉課 (相談支援センター)
ヤングケアラー普及啓発	令和6年6月「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、ヤングケアラーの定義及び国や自治体等の役割が明確化されたことに伴い、ヤングケアラーに関する相談窓口の周知や必要な支援につながる体制の更なる整備等に努めます。	保健福祉課 (相談支援センター)
女性自立支援普及啓発	令和6年4月施行「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を踏まえ、女性の自立支援に向けた相談支援や、相談窓口などの周知等に努めます。 また、11月12日～11月25日の「女性に対する暴力を防止する運動」において、DV防止の周知等に努めます。	保健福祉課 (相談支援センター)

7 基本目標⑥ 配慮が必要な家庭等への支援の充実

(1) 配慮が必要な子どもとその家庭への支援

配慮が必要な子どもの健全な発達を支援し、豊かな地域生活や学校生活を送ることができるよう、保育所等や相談支援事業所その他関係機関との連携を強化し、個々の発達の状況に応じた切れ目ない支援を行っていきます。

取組名	内容	担当課
児童発達支援	相談支援員と連携し、就学前の子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技術の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	保健福祉課
放課後等デイサービス	相談支援員と連携し、在学中の配慮が必要な子どもに対して、授業終了後又は休業日に生活能力向上のために必要な訓練や交流促進その他の援助を行います。	保健福祉課
中讃東圏地域地域自立支援協議会	地域で安心した生活が送れるよう、相談支援事業所等関係機関と連携し、切れ目ない支援体制を構築し、相談から実質的な支援まで行います。	保健福祉課
医療型児童発達支援	児童発達支援と同様、地域の中核的な療育支援施設としての役割を担っており、肢体不自由児に対し、医療的治療と児童発達支援を同時に行います。	保健福祉課
計画相談支援・障害児相談支援	相談支援員と連携し、配慮が必要な子どもやその保護者が障害福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成します。	保健福祉課
保育所等訪問支援	個々の特性に応じた教育・保育が受けるため、障害児が利用している保育所等に支援員が訪問し、集団生活適応のための専門的な支援を行います。	保健福祉課
障害福祉サービス利用促進	配慮が必要な子どもを持つ保護者への情報提供を行い、事業利用の円滑化を図ります。	保健福祉課
障害児保育事業	保育所等と連携し、配慮が必要な子どもが安心、安全に利用できるよう適切な保育に努めます。	保健福祉課
医療的ケア児への教育・保育の提供	年々増加する医療的ケア児が教育・保育を受けられるよう 保育所等における看護師等の配置や安心して保育が受けられる施設整備に努めます。	保健福祉課
情報提供体制の整備	配慮が必要な子どもの早期発見及び早期対応ができるよう、各種事業や広報等において必要な情報提供を行うとともに相談窓口等の充実を図ります。	保健福祉課

(2) ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等の親子が安心して生活できるよう、精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制の充実を図ります。

取組名	内容	担当課
ひとり親家庭等の自立支援の推進	自立支援に関する相談や就労支援、保育所等の優先利用、県が実施する福祉資金等貸付や学習支援等の情報提供等を行います。	保健福祉課
母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当を受給している母子家庭の自立・就労を支援するため、中讃保健福祉事務所と連携し、母子・父子自立支援プログラム策定員により策定された生活状況等個々のケースに応じた自立支援プログラムに基づき継続的に支援します。	保健福祉課
香川県中讃保健福祉事務所との連携	ひとり親家庭等への主な実施機関である香川県中讃福祉事務所と密な連携により、ひとり親家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るとともに、事業の周知等を行います。	保健福祉課

(3) 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

家庭の事情などに左右されることなく、すべての子どもが十分な教育を受け、自らの能力や可能性を伸ばすことができるよう精神的、経済的な支援を行います。

取組名	内容	担当課
生活困窮世帯等の教育支援	貧困の連鎖の防止のため、「生活困窮者自立支援法」に基づいて子どもへの学習支援を行います。また、社会福祉などの専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談の充実を図ります。	保健福祉課 教育委員会
子ども食堂 (陽だまり食堂)	多様かつ複合的な困難を抱える子どもたちに対し、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事や体験等の場を提供するとともに、支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な支援機関につなぎます。	保健福祉課
子ども食堂への支援 (民間団体)	上記同様に、子ども食堂の運営を行う事業者に対し、運営費の補助を行います。	保健福祉課
保護者への就労支援・ 情報提供	社会福祉協議会や中讃保健福祉事務所と連携し、就労支援を行うとともに、福祉資金の貸付や児童扶養手当等の情報提供を行います。	保健福祉課

8 基本目標⑦ 地域づくりと人材育成の充実

(1) 子どもの安全の確保

子どもを事故や犯罪から守るため、そして地域で子どもを育て見守るために、関係機関・団体や地域と行政が一体となって、子どもの育成にとって安全・安心な環境づくりに努めています。

取組名	内容	担当課
地域防犯対策の充実	警察等関係機関との連携を強化し、防犯意識の高揚を図るとともに、ボランティアの推進により下校時の安全確保や地域における防犯パトロールを強化し、活動の充実に努めます。	住民生活課
巡回指導等防犯・安全対策の強化	子どもの健全育成のため、定期的な巡回指導を行う中で、警察や学校、地域等が連携し、あいさつや声掛けを積極的に行い、非行の防止と早期発見を図ります。	住民生活課 教育委員会 (少年育成センター)
民生委員・児童委員の活動	誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指して、民生委員及び児童委員による訪問や見守り、相談対応等を行います。	保健福祉課
地域ぐるみでの暴走行為の抑制	本町全体が暴走族等追放重点地区に指定されているため、安全安心まちづくりの会等地域との連携を強化し、深夜パトロール等の実施により暴走行為等の抑制を図ります。	住民生活課
コミュニティ組織の充実	新宇多津都市でのコミュニティ組織の形成を目的に、地域で「防災」や「子ども」をテーマとしたコミュニティ組織の育成を行うとともに、広報等により情報発信を行います。	住民生活課
地域の教育の向上	地域の文化・教育の向上のために、伝統的な行事や祭りを含めた地域行事への積極的参加や地域行事の復活を推進するとともに、あいさつ運動やクリーン作戦、ボランティア活動等の情報発信及び参加促進を行います。	教育委員会

(2) 遊び場やインフラの整備

子どもが安全に過ごし成長することができる環境づくりのため、自由な発想で安心して遊べる公園や生活ルートの安全性の確保を推進します。

取組名	内容	担当課
公園の整備・維持管理	子どもたちが安全で安心して遊ぶことができる都市公園等の整備や維持管理を行い、子どもの健やかな成長を支え、子育て世代が憩い自然に親しむことのできる環境づくりに努めます。	地域整備課
遊具の安全確保	日常的な遊具点検及び資格者による定期点検を実施し、安全の確保に努めます。	地域整備課
インフラの整備	通学路等子どもの生活ルートの安全性の向上を図ります。	地域整備課
バリアフリー化の推進	子育て世代に配慮し、段差解消やユニバーサルトイレ等バリアフリー化を推進します。	地域整備課

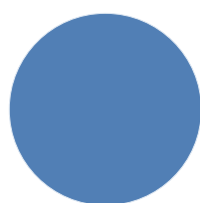
(3) 地域を支える人材育成

地域ぐるみの子育てを推進するため、地域で活動する支援団体等の情報を把握し、支援を必要とする家庭へとつなげる体制づくりを推進するとともに、地域の支援団体やボランティア等を応援し、持続的な人材育成を推進し、地域の子育て力の向上を図ります。

取組名	内容	担当課
子育てサポーターの育成	地域の子育て支援者を増やすことを目的に、有償のボランティアを育成するための「子育てサポーター養成講座」を定期的に開催します。	社会福祉協議会
子育て支援員等の育成	子育て支援員研修などを通じて、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保できるよう、地域の保育や子育て支援を担う人材の育成を支援します。	保健福祉課
ボランティア活動の推進	多世代交流施設等で実施される子育て支援拠点事業等において地域住民と協力し、ボランティア活動を推進します。	保健福祉課

第5章

子ども・子育て支援法に 基づく量の確保計画



第5章 子ども・子育て支援法に基づく量の確保計画

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育提供区域

「教育・保育提供区域」とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

本計画では、「教育・保育提供区域」ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載します。

本町における「教育・保育提供区域」については、中学校区が1つであることや行政面積が狭く幼稚園・保育所(園)の利用が町内全域からとなっていること等を勘案して、町内全域を1区域として設定します。

(2) 教育・保育給付認定

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業を利用する際には、教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて3つの区分があり、認定区分によって利用できる施設や時間が異なります。

■認定区分と提供施設

認定区分	対象	提供施設
1号認定	3～5歳：満3歳以上で、2号認定以外の子	認定こども園(教育時間)、幼稚園
2号認定	3～5歳：満3歳以上で、保育の必要性の認定を受け、家庭での保育が困難な子	認定こども園(保育時間)、保育所
3号認定	0～2歳：満3歳未満で、保育の必要性の認定を受け、家庭での保育が困難な子	認定こども園(保育時間)、保育所、地域型保育事業

(3) 家庭類型

目標事業量算出のために実施したニーズ調査結果を活用し、対象となる子どもの父母の有無や就労状況から8種類の「家庭類型」を設定し、それぞれのニーズ量を算出し、目標事業量を設定します。

■家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプ A	ひとり親家庭
タイプ B	フルタイム×フルタイム
タイプ C	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 120 時間以上+48 時間～120 時間の一部)
タイプ C'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 48 時間未満+48 時間～120 時間の一部)
タイプ D	専業主婦（夫）
タイプ E	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月 120 時間以上+48 時間～120 時間の一部)
タイプ E'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月 48 時間未満+48 時間～120 時間の一部)
タイプ F	無職×無職

(4) 教育・保育の量の見込み及び確保方策

例年増加傾向にある待機児童の解消のため、民間施設等と連携し、保育士の確保に努めるとともに、提供体制の確保に努めます。また、多様なニーズに柔軟に対応するため、企業主導型保育事業とも連携を深めるとともに様々な保育サービスの充実を図り、受け皿として確保していくよう努めます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		令和7年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望	保育希望	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要定員総数）		130	30	310	60	85	95
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	250		310	52	91	95
	企業主導型保育事業	0		0	2	2	2
	一時預かり事業等	0		0	1	0	0
	②小計	250		310	55	93	97
②-①		90		0	-5	8	2

(単位：人)		令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望	保育希望	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要定員総数）		125	30	310	60	90	85
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	250		310	55	91	89
	企業主導型保育事業	0		0	2	2	2
	一時預かり事業等	0		0	2	0	0
	②小計	250		310	59	93	91
②-①		95		0	-1	3	6

(単位：人)		令和9年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望	保育希望	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要定員総数）		115	25	300	60	85	85
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	250		310	58	91	89
	企業主導型保育事業	0		0	2	2	2
	一時預かり事業等	0		0	3	0	0
	②小計	250		310	63	93	91
②-①		110		10	3	8	6

(単位：人)		令和10年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望	保育希望	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要定員総数）		110	25	295	60	80	85
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	250		310	61	91	89
	企業主導型保育事業	0		0	2	2	2
	一時預かり事業等	0		0	4	0	0
	②小計	250		310	67	93	91
②-①		115		15	7	13	6

(単位：人)		令和11年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望	保育希望	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要定員総数）		105	25	290	60	80	80
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	250		310	64	91	89
	企業主導型保育事業	0		0	2	2	2
	一時預かり事業等	0		0	5	0	0
	②小計	250		310	71	93	91
②-①		120		20	11	13	11

(5) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(ア) 時間外保育事業（延長保育事業）

<事業内容>

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労等やむを得ない理由により認定時間内での送迎が困難な場合、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施します。

<今後の方向性>

現状において、各年度とも量の見込みを上回る確保の内容が見込まれています。今後は保育の質の向上に努めるとともに、積極的な人員確保等により安定した施設運営を図ります。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	61	58	55	53	49
②確保の内容	183	183	183	183	183
②-①	122	125	128	130	134

(イ) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子ども教室

<事業内容>

放課後児童健全育成事業は、昼間、就労等により保護者がいない家庭の子どもに対して、放課後や学校長期休業日に学びや遊びを通して、子どもの健全な育成を図る事業です。

また、放課後子ども教室は、主に小学4～6年生を対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、さまざまな体験活動や交流活動等の取組を図る事業です。

<今後の方向性>

ニーズ量を把握し、民間施設の活用など、活動場所や人員の確保に努めます。

■「推計利用人数」に対する「受入予定人数」及び「実施時期」

(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量 の 見 込 み	1年生	96	78	80	70	75
	2年生	82	94	76	78	68
	3年生	78	82	94	76	78
	4年生	55	53	55	63	51
	5年生	62	55	53	55	63
	6年生	62	63	55	53	55
	小計	435	425	413	395	390
②推計利用人数		289	286	283	262	252
③受入予定人数		280	280	280	280	280
③-②		-9	-6	-3	18	28

※推計利用人数：①の1～4年生の合計。（4年生は、実際の利用人数が減少傾向のため6割）5、6年生は習い事等によりほとんど利用者がいないため0人としている。

(ウ) 地域子育て支援拠点事業

<事業内容>

子育て機能の低下や子育て中の不安感等に対応するため、乳幼児とその保護者等子育て親子の交流を促進し、子育ての不安感等の緩和や子どもの健やかな育ちを支援する事業です。町内4ひろば（「はぐはぐランドうたづ」、「げ・ん・き」、「すくすくひろば」、「わかくさ地域子育て支援センター」）で、様々な遊びや体験、相談支援、子育て支援に関する情報提供等を行っています。

<今後の方向性>

現状において、各年度とも量の見込みと同じ確保の内容が見込まれています。今後は各種業務や講座内容の向上に努めるとともに、安全で快適な施設の運営を図ります。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：人回）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	4	4	4	4	4
①量の見込み	1,519	1,371	1,371	1,371	1,371
②確保の内容	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
②-①	4,481	4,629	4,627	4,629	4,629

（対象：0～2歳）

(工) 一時預かり事業

<事業内容>

保育所等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的、身体的負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等において一時的に子どもを預かる事業です。

<今後の方向性>

【幼稚園型】

現状において、各年度とも量の見込みを上回る確保の内容が見込まれています。今後も保育の質の向上に努め、安定した施設の運営を図ります。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号による利用	567	567	498	464	430
	2号による利用	875	875	728	728	659
	①小計	1,442	1,442	1,226	1,192	1,089
②確保の内容		7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
②-①		5,558	5,558	5,774	5,808	5,911

(対象：3～5歳)

【幼稚園型を除く】

今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		436	394	394	394	394
②確保の内容		500	500	500	500	500
②-①		64	106	106	106	106

(対象：0～2歳)

(オ) 子育て短期支援事業

<事業内容>

ショートステイ事業は、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間（原則7日以内）養育・保護を行います。

トワイライトステイ事業は、保護者が仕事その他の理由により、平日夜間又は休日に不在となり、家庭において、子どもの養育が困難となった場合等の緊急時に、児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行います。

<今後の方向性>

【ショートステイ事業】

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：人日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保の内容	10	10	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0

【トワイライトステイ事業】

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：人日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

(カ) 病児保育事業

<事業内容>

子どもが病気の「回復期に至らない場合」、かつ当面の症状の急変が認められない場合や、病気の「回復期」であり、かつ集団保育が困難な期間等において、当該子どもを病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業です。

※ 町内に事業を実施できる設備等の整った小児科等の医療機関が必要ですが、現状町内には施設がないため、量の見込みや確保方策は記載しないこととします。

(キ) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

<事業内容>

子育ての手助けが必要なすべての方のために、地域での育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）が会員登録をし、互いに助け合う有償の会員組織であり、そのための連絡、調整を行います。

<今後の方向性>

保健師や助産師等による必要な支援や情報提供を行っていきます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：人日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	500	500	500	500	500
実施体制 （確保方策）	実施機関：町社会福祉協議会（委託） 実施時期：通年 実施内容：会員の募集・登録、会員同士の連絡調整、講習会の開催 関係機関との連絡調整				

(ク) 利用者支援事業（こども家庭センター型）

<事業内容>

子育て世代包括支援センター（母子保健機能）及び子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援や全ての子どもと家庭に対して個々の状況に応じた切れ目ない支援を行います。

<今後の方向性>

保健師などの専門職員を配置し、保健センターで実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。今後はこども家庭センターの設置に努めます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：か所）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	母子保健機能	1	1	1	1
	児童福祉機能	1	1	1	1
②確保の内容	子育て世代包括支援センター	1	1	0	0
	子ども家庭総合支援拠点	1	1	0	0
	こども家庭センター（両機能）	0	0	1	1
②-①		0	0	0	0

(ケ) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

<事業内容>

子育ての孤立化を防ぐため、保健師等が生後4か月頃までの乳児のいる全家庭を訪問し、その居宅における様々な不安や悩みを聞き取り、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭を適切なサービスや関係機関につなぐ事業です。

<今後の方向性>

委託事業者と連携し、保健師や助産師等による必要な支援や情報提供を行っていきます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	130	130	130	130	130
実施体制 （確保方策）	実施場所：対象児童の自宅 実施機関：町保健センター及び委託事業者 実施時期：通年				

(コ) 養育支援訪問事業

<事業内容>

子育てに不安や孤独感を抱える家庭や不適切な養育状況にあるなど様々な要因で支援が必要とされる家庭に社会福祉士や保健師等の専門職員が訪問し、養育環境の維持・改善のための相談支援を行う事業です。

<今後の方向性>

特に支援が必要な子どもの適切な養育環境の確保のため、関係機関との情報共有を密に行い、要保護児童対策地域協議会等により、当該子どもの早期発見と適切な支援を実施していきます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：人・件）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （養護対応相談）	180	180	180	180	180
実施体制 （確保方策）	①対象者把握：児童相談所等からの通告や、乳児家庭全戸訪問事業等による関係機関からの情報提供 ②対応策決定：要保護児童対策地域協議会等による関係機関との協議 ③実施内容：町窓口や訪問による相談支援、情報提供等				

(サ) 妊産婦健康診査事業

<事業内容>

妊婦及び胎児、産婦の健康の保持増進を図るため、必要な健康診査を行います。

<今後の方向性>

妊婦については、国の定める基本的な検査項目の診査費用を 14 回分、産婦については2回分の費用を助成するとともに、未受診者の把握と受診率の向上を図ります。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊婦	150	150	150	150	150
	産婦	150	150	150	150	150
実施体制 (確保方策)		実施場所：医療機関 実施体制：国保連合会、坂出市医師会との委託契約 実施時期：通年 実施内容：健康状態の把握、検査計測、保健指導等				

(シ) 妊婦等包括相談支援事業

<事業内容>

妊婦等に対して面談等を実施し、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報提供、相談その他の援助等妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する事業です。

<今後の方向性>

安心して子育てができるよう、保健師等の専門職員によるきめ細やかな相談対応を行います。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人、件)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (妊産婦)		300	300	300	300	300
実施体制 (確保方策)		実施場所：町保健センター、対象者の自宅 実施体制：相談内容に応じた専門職員（保健師等）が対応 実施時期：通年				

(ス) 産後ケア事業

<事業内容>

生後1年未満の乳児とその母親を対象に、産後も安心して子育てができるよう心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

<今後の方向性>

ホテルや助産院等と協力して実施するとともに、乳児家庭全戸訪問事業等において情報提供等必要な方への利用促進を図ります。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	60	60	60	60	60
実施体制 (確保方策)	実施場所：委託事業所（助産院、医療機関、ホテル）、対象者の自宅 実施体制：実施機関との委託契約 実施時期：通年 実施内容：休養、乳房ケア、育児相談等				

(セ) 子育て世帯訪問支援事業

<事業内容>

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

<今後の方向性>

現在は実施していませんが、乳児家庭全戸訪問事業や妊産婦等包括相談支援事業等により今後のニーズを把握し、必要な時期に支援が行えるよう体制整備に努めます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ)	1,370	1,363	1,357	1,351	1,343
実施体制 (確保方策)	量の見込みについては、国の算出方法に基づいた形式上の数値であるため、今後の様々な事業実施の中でより正確なニーズを把握し、職員の確保等支援体制の整備に努めます。 【実施手順（参考）】 ①対象者把握：児童相談所等からの通告や、乳児家庭全戸訪問事業等による関係機関からの情報提供 ②対応策決定：要保護児童対策地域協議会等による関係機関との協議 ③実施場所：対象者の居宅 ④実施内容：家事・子育ての援助や相談支援、情報提供等				

(ソ) 児童育成支援拠点事業

<事業内容>

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子どもに対して、当該子どもの居場所となる場を開設し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

<今後の方向性>

現在は実施していませんが、学校や関係機関等からの情報収集等により今後のニーズを把握し、必要な時期に支援が行えるよう体制整備に努めます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実数)	18	18	18	18	18
実施体制 (確保方策)	量の見込みについては、国の算出方法に基づいた形式上の数値であるため、今後の様々な事業実施の中でより正確なニーズを把握し、職員の確保や居場所の確保等支援体制の整備に努めます。 【実施手順(参考)】 ①対象者把握：児童相談所等からの通告や、乳児家庭全戸訪問事業等による関係機関からの情報提供 ②対応策決定：要保護児童対策地域協議会等による関係機関との協議 ③実施場所：町保健センターや児童館等その他の居場所となる場の開設を検討 ④実施内容：生活指導、学習支援、相談支援、食事の提供等				

(タ) 親子関係形成支援事業

<事業内容>

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行う事業です。

<今後の方向性>

現在は実施していませんが、学校や関係機関等からの情報収集等により今後のニーズを把握し、必要な時期に支援が行えるよう体制整備に努めます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実数)	4	4	4	4	4
実施体制 (確保方策)	量の見込みについては、国の算出方法に基づいた形式上の数値であるため、今後の様々な事業実施の中でより正確なニーズを把握し、職員の確保等支援体制の整備に努めます。 【実施手順（参考）】 ①対象者把握：児童相談所等からの通告や、乳児家庭全戸訪問事業等による関係機関からの情報提供 ②対応策決定：要保護児童対策地域協議会等による関係機関との協議 ③実施場所：町保健センター等 ④実施内容：家庭状況の確認・助言や相談支援、情報提供等				

(チ) 乳児等通園支援事業

<事業内容>

保育所等において、生後6か月～満3歳未満の未就園児を対象に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するため、保護者との面談及び保護者に対する子育てに関する情報の提供、助言や援助を行う事業です。

<今後の方向性>

令和8年度からの本格実施に向け、乳児家庭全戸訪問事業や妊産婦等包括相談支援事業等により今後のニーズを把握し、保育所等の環境整備等に努めます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

0歳児

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保の内容	0	1	2	2	2
②-①	-2	-1	0	0	0

1歳児

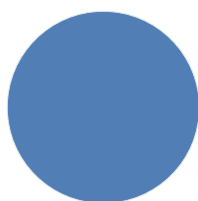
(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保の内容	0	1	2	3	3
②-①	-3	-2	-1	0	0

2歳児

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保の内容	0	1	2	3	3
②-①	-3	-2	-1	0	0

第6章

計画の推進



第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画を着実に推進していくためには、計画の立案（Plan）、実施（Do）だけではなく、設定した目標の達成状況などについて、適切に評価（Check）し、改善（Action）を行っていくことが重要です。

このため、計画の進捗状況を把握するとともに、子どもの保護者や教育・保育事業関係者、学識経験者など、子どもや子育てにかかわる幅広い主体が参画する子ども・子育て会議に報告し、実施状況の点検及び評価を受けることとします。

また、より住民ニーズに合致した施策展開が図られるよう、実際の事業利用実態などを踏まえ、必要に応じて目標事業量の見直しなどを行います。

（１）計画の広報・啓発

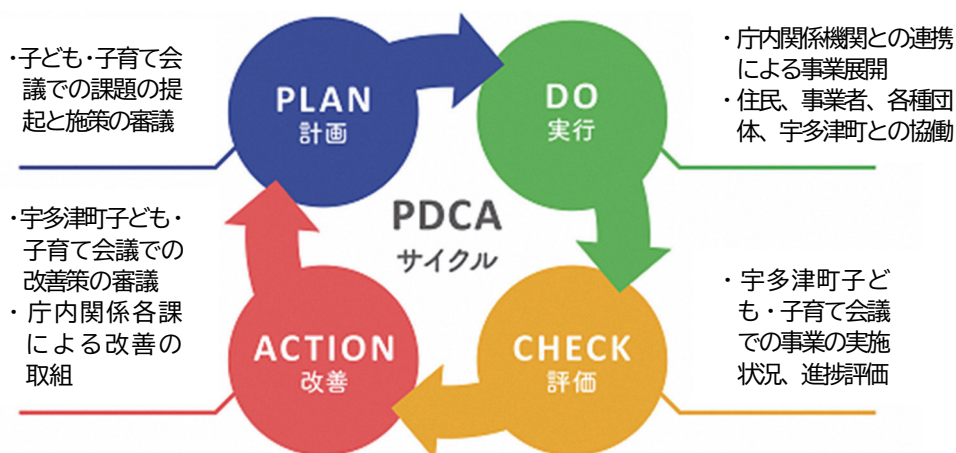
地域社会全体で、すべての子どもの育ちと子育てを支援していくためには、住民や企業、関係団体の理解や協力、参画なくしては実現できません。ホームページ、広報誌、パンフレット等を活用し、本計画について周知、啓発、理解促進を図ります。また、計画の進捗状況についても、担当課のヒアリングなどにより確認し、その結果については、ホームページなどにより公表し、住民への周知を図ります。情報共有を図り、地域と行政が一体となった連携のもと、計画を推進します。

（２）広域的な調整や連携

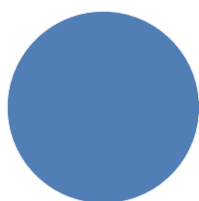
子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所や幼稚園等の施設、地域子ども・子育て支援事業などが円滑に供給される必要があります。

その中で、保育の広域利用、障害児への対応など、町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

また、町内の子育て支援にかかわる、家庭をはじめとした、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。



資料編



資料編

1 宇多津町子ども・子育て会議条例

令和5年3月13日条例第7号

(設置)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、宇多津町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 保育機関関係者
- (4) 教育機関関係者
- (5) 子ども・子育て支援に関する活動を行う団体の関係者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 子ども・子育て会議に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができるものとする。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉課において行う。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に会議において定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 宇多津町子ども・子育て会議委員名簿

宇多津町子ども・子育て会議 委員名簿

任期：令和6年7月29日～令和8年7月28日（2年間）

号	氏 名	所 属	役 職
1	安藤 千秋	香川短期大学 こども学科第Ⅰ部	学科長
1	國友 浩子	宇多津町民生委員・児童委員協議会	主任児童委員
2	別所 順子	宇多津町 PTA 連絡協議会	会長
2	山下 貴博	中央保育所 保護者会	会長
3	廣瀬 三枝子	香川短期大学附属幼稚園 (幼稚園型認定こども園)	園長
3	筑後 孝治	平山こども園 (幼保連携型認定こども園)	園長
4	田嶋 康	宇多津北小学校	校長
5	重川 つやこ	特定非営利活動法人メロディー	理事長

計 8 名
(条例8名以内)

【宇多津町子ども・子育て会議条例 第3条より】

- 1 学識経験者
- 2 子どもの保護者
- 3 保育機関関係者
- 4 教育機関関係者
- 5 子ども・子育て支援に関する活動を行う団体の関係者
- 6 その他町長が必要と認める者

3 計画の策定経過

年 月 日	事 項
令和6年7月29日	第1回 宇多津町子ども・子育て会議 ○宇多津町の子育てを取り巻く環境について ○現行計画における事業評価について ○昨年度実施のアンケート調査結果について ○国の動向と第3期計画の骨子案について ○今後のスケジュールについて
令和6年10月10日	第2回 宇多津町子ども・子育て会議 ○第1回会議の概要について ○第3期計画の素案（前半）について
令和6年12月23日	第3回 宇多津町子ども・子育て会議 ○第2回会議の概要について ○第3期計画の素案（後半）について
令和7年2月10日	第4回 宇多津町子ども・子育て会議 ○第3回会議の概要について ○第3期計画の素案（全体）について
令和7年2月14日 ↳ 令和7年2月28日	「第3期宇多津町子ども・子育て支援事業計画」(素案) に対するパブリックコメントを実施
令和7年3月	「第3期宇多津町子ども・子育て支援事業計画」策定

第3期 宇多津町子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和7年3月

発行：宇多津町

編集：保健福祉課

〒769-0292 香川県綾歌郡宇多津町1881番地

TEL:0877-49-8003 FAX:0877-49-8026